

令和 7 年 2 月定例会 経済委員会（付託）

令和 7 年 2 月 25 日（火）

〔委員会の概要 観光スポーツ文化部関係〕

井村委員長

ただいまから経済委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより観光スポーツ文化部関係の審査を行います。

観光スポーツ文化部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、追加提出議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その 3）、説明資料（その 4））

- 議案第64号 令和 6 年度徳島県一般会計補正予算（第 9 号）
- 議案第74号 令和 6 年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第87号 令和 7 年度徳島県一般会計補正予算（第 1 号）

【報告事項】

- 新ホール整備に係る県市基本協定と財産譲与契約の扱いについて
(資料 1－1、1－2、1－3、1－4、1－5)
- 徳島県郷土文化会館におけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の決定について
(資料 2)
- とくしまマラソンのコース変更検討について
- 近代美術館が所蔵する作品「自転車乗り」の真贋^{がん}に係る調査の状況について

佐藤観光スポーツ文化部長

それでは、経済委員会説明資料（その 3）及び（その 4）により、今定例会に追加提出いたしました観光スポーツ文化部の案件について、御説明申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和 6 年度一般会計・特別会計補正予算案及び令和 7 年度一般会計補正予算案となっております。

説明資料（その 3）の 3 ページを御覧ください。

令和 6 年度一般会計・特別会計補正予算案についてでございます。

まず、一般会計の歳入歳出予算につきましては、補正総額は総括表一番下、計欄の左から 3 列目に記載のとおり 1 億 6,547 万 6,000 円の増額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり 82 億 2,190 万 2,000 円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4 ページを御覧ください。

特別会計についてでございます。

観光政策課所管の港湾等整備事業特別会計におきまして、600 万円全額の減額をお願いしております。

5 ページを御覧ください。

課別主要事項につきまして御説明申し上げます。

にぎわい政策課でございます。

主に給与費についての補正で、合計2億3,841万2,000円の増額をお願いしております。

にぎわい政策課合計で2億5,656万3,000円の増額、補正後の予算総額は32億7,186万1,000円となっております。

6 ページを御覧ください。

観光政策課でございます。

観光費におきまして、徳島おどりフェスタの計画調査費への財源振替などにより、5,951万6,000円の減額をお願いしております。

観光政策課合計で2,910万1,000円の減額、補正後の予算総額は13億1,416万5,000円となっております。

7 ページを御覧ください。

港湾等整備事業特別会計におきまして、物流倉庫からにぎわい施設への転換に係る支援制度への申請がなかったことから、600万円全額の減額をお願いしております。

8 ページを御覧ください。

万博推進課でございます。

計画調査費におきまして、徳島まるごとパビリオンへの協賛金を基金へ積み立てる経費など1,041万円の増額をお願いしております。

万博推進課合計で1,101万1,000円の増額、補正後の予算総額は4億1,269万6,000円となっております。

9 ページを御覧ください。

スポーツ振興課でございます。

体育振興費におきまして、光熱費高騰の影響を受けた指定管理施設を支援する経費など、492万7,000円の増額をお願いしております。

スポーツ振興課合計で62万7,000円の増額、補正後の予算総額は7億4,950万2,000円となっております。

10ページを御覧ください。スポーツ交流課でございます。

体育振興費におきまして、民間企業からの寄附金を基金に積み立てる経費など、1,806万1,000円の増額をお願いしております。

スポーツ交流課合計で2,017万7,000円の増額、補正後の予算総額は1億3,633万7,000円となっております。

11ページを御覧ください。

文化振興課でございます。

主に、光熱費高騰の影響を受けた指定管理施設を支援するため、阿波十郎兵衛屋敷、郷土文化会館、文学書道館の管理運営費について、合計で802万8,000円の増額をお願いしております。

文化振興課合計で766万3,000円の増額、補正後の予算総額は4億7,748万5,000円となっております。

12ページを御覧ください。

文化資源活用課でございます。

国等からの受託事業の減などによりまして、文化資源活用課合計で1億54万1,000円の減額、補正後の予算総額は4億1,409万9,000円となっております。

13ページを御覧ください。

文化の森振興センターでございます。

文化の森各館の運営に係る執行見込みなどによりまして、文化の森振興センター合計で92万3,000円の減額、補正後の予算総額は14億4,575万7,000円となっております。

14ページを御覧ください。

継続費の変更についてでございます。

旧文化センター跡地等における新ホール整備に要する経費について、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備に向け、設計業務の実施等に係る経費を補正予算案として計上している状況に合わせ、継続費全体の減額をお願いするものでございます。

16ページを御覧ください。

繰越明許費追加分についてでございます。

万博推進課の広域交流連携推進費では、徳島パビリオンの展示入替えやメンテナンスに係る経費について、地方創生の深化のための支援費では、万博会場の催事に係る経費について、文化資源活用課の文化財保護費では、伝統的建造物の保存に係る修繕への補助に係る経費について、文化の森振興センターの21世紀館運営費では、県立図書館の改修工事に係る経費について、繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続いて、繰越明許費変更分についてでございます。

にぎわい政策課の観光施設管理運営費のアスティとくしまの中央監視設備の交換に係る経費について、繰越予定額として追加し変更をお願いするものでございます。

続きまして、説明資料（その4）の3ページを御覧ください。

令和7年度一般会計補正予算案についてでございます。

一般会計の歳入歳出予算につきまして、補正総額は総括表一番下の計欄の左から3列目に記載のとおり3億1,100万円の増額をお願いいたしておりまして、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり100億1,424万1,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

4ページを御覧ください。

課別主要事項につきまして御説明申し上げます。

文化振興課でございます。

文化及び文化財費の①、アの藍場浜公園西エリア新ホール整備事業では、早期整備プランに基づき設計を行うとともに、ソフト面の方向性を取りまとめる管理運営プランを策定し、管理運営予定者の選定を行う経費として3億1,100万円を計上しております。

文化振興課の補正後の予算総額は、11億304万7,000円となっております。

5ページを御覧ください。

債務負担行為についてでございます。

藍場浜公園西エリア新ホール整備事業の設計委託契約及びコストや品質管理の支援を受け、工事費等の最適化を図るためのコンストラクションマネジメント支援業務委託契約について、令和8年度債務負担行為限度額の設定をお願いするものでございます。

以上が今定例会に追加提出している案件でございます。

続きまして、この際、4点御報告させていただきます。

資料1－1を御覧ください。

1点目は、新ホール整備に係る県市基本協定と財産譲与契約の扱いについてでございます。

まず、1、対応の方向性についてでございますが、藍場浜公園西エリアでの新たな県市基本協定については、これまでの考えや理念を引き継ぐ形で、新たな協定を締結すること、旧文化センター跡地等における従来の県市基本協定については、これまで県市が担ってきた役割や引き継ぐべき項目などを整理した上で終了させること、財産譲与契約と土地の扱いについては、徳島市が解除権を行使する場合には、財産譲与契約の規定に従い土地を返還することとしております。

次に、2、藍場浜公園西エリアにおける新たな県市基本協定について、新たな協定案を資料1－2に添付しております。

その概要でございますが、基本的事項として、県は新ホールの設計、整備等を一括して担う。市は県と連携し、新ホールの早期整備を推進する。県及び市は、それぞれの役割に係る費用を負担するといった県市の役割分担を取り決めたいと考えております。

また、従来の協定から引き継ぐ事項として、これまでの考えや理念である県市協調で整備すること、県立施設として県が主管すること、旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約することについても取り決めたいと考えております。

続いて、3、旧文化センター跡地等における従来の県市基本協定について、協定第17条第2項に基づく県市協議の結果、従来の協定の終了に向けた整理案は資料1－3のとおり考えており、県市のこれまでの役割について、土地の扱いに関しては、財産譲与契約の規定に従う。協定に基づき県市が履行した事業を確認する。周辺インフラ整備など、未完了となっている事業の取扱いは、別途協議する。協定は、県市間の債権債務関係を規定していないことを確認すること、新たな協定へ引き継ぐ事項としては、県市協調で整備すること、県立施設として県が主管すること、旧文化センター等の一部機能を新ホールへ集約することなどを整理することとしております。

最後に、4、財産譲与契約と土地の扱いについてでございますが、方向性としまして、市が財産譲与契約の規定による解除権を行使する場合には、同契約の規定に従い、土地を返還したいと考えております。

対象となる土地については、徳島市徳島町城内の4筆約3,209㎡であり、図の太線内の斜線部分となっております。

なお、参考資料として、資料1－4に従来の県市基本協定を、資料1－5に財産譲与契約をそれぞれ添付しています。

新ホール早期整備プランの策定とともに、県市基本協定、財産譲与契約の一体的整理に向け、徳島市と協議を続けてまいります。

資料2を御覧ください。

2点目は、徳島県郷土文化会館におけるネーミング・ライツ制度パートナー企業の決定についてでございます。

11月定例会で御報告しましたとおり、徳島県郷土文化会館におけるネーミング・ライツ

制度のパートナー企業を募集いたしました結果、去る 2 月 4 日に開催した選定委員会での審査を経て、現在と同じ株式会社阿波銀行をパートナー企業に決定したところです。

ネーミング・ライツの期間は、令和 7 年 4 月 1 日から 5 年間、金額は 5 年間の合計で 5,500 万円でございます。

愛称につきましては、あわぎんホールに決定しております。

資料はございませんが、3 点目は、とくしまマラソンのコース変更検討についてでございます。

事前委員会でも御報告させていただきましたが、昨年 12 月、とくしまマラソン実行委員会内にコース検討部会を設置し、1 月 10 日に第 1 回、2 月 14 日に第 2 回の部会を開催いたしました。

このコース検討部会での議論を経て、2 月 20 日に開催したとくしまマラソン実行委員会総会において、スタート予定地点を徳島市のとくぎんトモニアリーナ付近、ゴール予定地点を鳴門市のポカリスエットスタジアムとすることが了承されました。

新コースの経路については検討中ですが、今後、関係自治体や警察などの関係機関と協議を重ね、交通量、交通規制による袋小路、開催に係る警備費などを調査し、今年の夏頃には新コースについての結論を得たいと考えております。

最後に、こちら資料はございませんが、4 点目は近代美術館が所蔵する作品「自転車乗り」の真贋^{がん}に係る調査の状況についてでございます。

現在、近代美術館において、2010 年当時、ドイツでのヴォルフガング・ベルトラッキの捜査を指揮したベルリン州警察の美術品犯罪特別班長とも情報交換をしており、それらの情報分析を行っております。

また、科学調査については、高い専門性が必要とされる調査であり、対応できる機関に限られる中で、専門機関によるデータ分析の内容やスケジュールについて、調整中でございます。

引き続き、しっかりと対応してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井村委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

古野委員

それでは、2 点質疑をさせていただきます。

最初に、むつみパーク蔵本の件についてお伺いいたします。

むつみパーク蔵本の駐車場について、現在の利用状況はどうなっているかお伺いいたします。

青木スポーツ振興課長

ただいま古野委員より、むつみパーク蔵本の駐車場について御質問を頂いております。

むつみパーク蔵本には、野球場、プール、テニスコートなど多様なスポーツ施設がございまして、日常的にスポーツをする場として、また、四国アイランドリーグplus公式戦などスポーツを見る場として、県民の皆様方に広く利用されております。

特に、週末や春休み、夏休みといった長期休暇の期間においては、各施設の稼働率が高くなっております。

パークの駐車場につきましては、大型車両、普通、障がい者用を含め計255台分の駐車場がございまして、日常的な利用では十分な台数が確保できておりますが、多くの方が来場する大会やイベント開催時には、満車の状態になっているという状況でございます。

古野委員

いろいろお聞きいたしますと、大きな大会やイベントの開催時は、パーク内の駐車場が足りなくなっており、多くの利用者の方々から不満の声もお聞きしたりすることがございます。

県としてこういった対策を取られていらっしゃるのか、お伺いします。

青木スポーツ振興課長

駐車場の満車時の対策についての御質問でございます。

むつみパーク蔵本においては、周辺に自治研修センター等、県有施設があったり、民間コインパークもございます。また、バス停もございます。

多くの方々の来場が予想される大会やイベントの開催時には、県からも主催者に対し、周辺の臨時駐車場の確保や公共交通機関での来場を呼び掛けていただくなどの対応を依頼しているところでございます。

古野委員

現状でも、満車になって渋滞になったり、駐車ができずに会場に行けないケースがあるということで、駐車場の更なる確保が必要だと思いますけど、今後どのように取り組まれていくのかお伺いします。

青木スポーツ振興課長

更なる駐車場の確保についてでございますけれども、大きな大会やイベント開催時など、多くの来場者の方々がかかる場合については、より多くの駐車場が確保できますよう、パーク周辺にある施設の管理者にも県から協力を依頼しているところでございます。

引き続き、利用方法や安全対策等について、具体的な協議と調整を進め、更なる利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

古野委員

多分、周辺にある施設というのは徳島大学等だと思いますので、更に一層協議いただいて、良い方向にお願いいたしたいと思います。

それでは、2点目にホールの件についてお伺いいたします。

先ほど、部長から御説明いただきました令和 7 年度補正予算について、藍場浜公園西エリア新ホール整備事業の内容を改めて詳しくお聞かせ願います。

伊澤文化プロジェクト室長

古野委員より、新ホール整備の補正予算事業内容に関しまして御質問を頂きました。

令和 7 年度の第 1 号補正予算として、今定例会で提出いたしました藍場浜公園西エリア新ホール整備事業につきましては、本県の文化芸術拠点、創造発信の拠点として新ホールを整備するものでありまして、令和 7 年度の補正予算額として 3 億 1,100 万円、また、令和 8 年度債務負担行為設定額として 5 億 800 万円を計上するものとしております。

この事業内容としましては、まず、新ホール早期整備プランの策定後、この設計施工を担う事業者の選定を経まして、新ホールの設計を行いたいと考えているところでございます。

この設計費につきましては、昨年の 9 月定例会におきまして、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて 7 億 5,000 万円の債務負担の設定をお認めいただいております。これと同額の 7 億 5,000 万円とした上で、令和 7 年度分は 2 億 7,100 万円の計上、あと残額となります 4 億 7,900 万円につきましては、令和 8 年度の債務負担としての設定を考えております。

次に、その設計施工等を担う事業者の選定経費、また、設計段階におきまして、専門業者の支援を受けてコストや品質等の管理を行い、工事費等の最適化を図る設計業務の支援に係る経費として、合わせて令和 7 年度に 2,905 万円を計上しております。

また、この設計業務支援につきましては、設計作業に伴走する形となりますので、設計作業に合わせた期間、約 1 年半程度を想定しておりましたので、令和 8 年度の債務負担として 2,900 万円の設定を考えているところであります。

次に、施設の管理運営プランの策定に係る経費として 945 万円を計上しております。これは、今後の新ホールの運営に必要な組織体制や、利用規則などをより具体的にまとめる管理運営プランの策定に取り組みますとともに、新ホールが施設管理者にとってより使い勝手の良いものになるよう、設計の段階から管理者の視点を反映させる仕組みを具体化したいと考えておりまして、その上で管理運営予定者の選定を行いたいと考えております。

その他、事務全体の事務費として 150 万円、総額としましては、令和 7 年度補正予算額 3 億 1,100 万円、令和 8 年度債務負担行為設定額として 5 億 800 万円とするところであります。

古野委員

事業の内容についてはよく分かりましたけれども、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備については、既に昨年 9 月定例会で関連予算が認められているところでございます。

今回の事業費について、このタイミングで 1 号補正として提出するのはこういった理由ですか。

伊澤文化プロジェクト室長

古野委員より、この 1 号補正の提出のタイミングをこの時期でということに関して、御質問を頂いております。

藍場浜公園西エリアにおきます新ホール整備につきましては、11月定例会で新ホール早期整備プランの素案をお示しして、議会での御議論やパブリックコメントの結果を踏まえまして、さきの事前委員会で最終的な案をお示ししたところでございます。

県としましては、新ホール早期整備プランの最終案で、この新ホール整備の考え方を御報告させていただいたことを踏まえまして、この度の補正予算案の提出とさせていただいたところであります。

古野委員

令和7年度1号補正については、よく分かりました。

次に、令和6年度の補正予算である旧文化センター跡地での新ホール整備に係る継続費の減額について、改めて聞かせていただきたいと思います。

これは、旧文化センター跡地での関連予算が残っていたとのことですか。

伊澤文化プロジェクト室長

古野委員より、令和6年度の補正予算にあります継続費に関して御質問を頂きました。

この継続費につきましては、旧文化センター跡地周辺での従来の計画におけるものとなっております。複数年度に渡ります新ホールの工事費や工事監理費等に掛かります約198億円を継続費として設定したものでありまして、現在、この継続費に基づく予算の計上はない状況でございます。

令和6年度一般会計補正予算案として、このタイミングで継続費を減額させていただきたいと考えております。

古野委員

説明をお伺いいたしまして、継続費の減額補正について中身は分かりましたが、このタイミングで減額する理由を教えてくださいたいと思います。

また、旧文化センター跡地での計画については、市との協議のほか、JVとの協定も解除に向けて協議していると思いますが、このタイミングで継続費を減額補正することで、何か影響はありませんか。

伊澤文化プロジェクト室長

古野委員より、この継続費の減額補正のタイミングと影響等につきまして御質問を頂いております。

この度の継続費の減額補正のタイミングとしましては、まず、さきの9月定例会におきまして、藍場浜公園西エリアにおきます新ホール整備に向けた関連予算をお認めいただいていることや、この県議会での御議論や1月20日まで実施しておりましたパブリックコメントを踏まえまして、事前委員会におきまして新ホール早期整備プランの最終案を御報告させていただいていること、また、これらを踏まえて、令和7年度の1号補正として、先ほど御説明しました藍場浜での設計業務等の予算を提出させていただいたこと。このような状況から旧文化センター跡地におけます工事費の継続費について、年度の最終整理予算となる令和6年度一般会計補正予算の中で減額させていただくものでございます。

また、継続費の減額をもって何らかの影響がということにつきましては、旧文化センター跡地での整備基本計画や徳島市との県市基本協定、あと共同企業体と締結しております基本協定が、これによって強制的に終了してしまうことはございません。

徳島市や共同企業体とは、今もそれぞれ協議を進めているところでございます。

また、旧文化センター跡地におきます計画の現状としましては、例えば J V との関係性でいいましたら、関係法令の申請を残した形で実施設計を終えております。この形で協定上停止している状況であって、現在、この継続費に係る工事契約等も存在していないところです。

これらから、この減額補正によります直接の影響はないと考えております。

古野委員

それぞれ御説明いただいた内容は、よく分かります。

先にお尋ねした令和 7 年度の補正予算については、事業選定や設計費など、今後の新ホール整備を進める上で欠かせないものであると思います。

これらについては、徳島市との基本協定の扱いなど、いわゆる一体的な整理を終えるまで執行しないとのお話でございました。

県市協調でやる以上、市との協議が整うことが大変大切なので、これはしっかりやっていただきたいとお願いいたしまして、私の質問を終わります。

岸本委員

先日知事から、新ホール整備について、旧文化センター跡地での県市基本協定や財産譲与契約などの一体的な整理に向けた考えが示されましたけれども、その県市基本協定の扱いに関しまして、今回かなり具体的な文面まで出てきたと思っております。

先ほど部長から御説明いただきましたが、改めて詳しく教えていただけたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

岸本委員より、この旧文化センター跡地での県市基本協定等の扱いに関する考え方について御質問を頂きました。

まず、新たな県市基本協定につきましては、これまでの協定にあります考えや理念を引き継ぐ形で取りまとめたいと考えるところでございます。その上で、従来の県市基本協定につきましては、これまでの県市の役割や引き継ぐべき項目を整理して、県市協調での新ホール整備、また、県立施設として県が所管することといった点を切れ目のないように引き継がせる形としたいところです。その上で、新たな県市基本協定の締結に合わせまして、従来の協定を終了させるような手法であると考えております。

新たな県市基本協定の案につきましては、藍場浜西エリアにおきます早期整備プランに基づく施設の実現に向けまして、県市の役割分担を定めるものとしており、この点につきましては、従来の県市基本協定と同様のものがございます。

主なポイントを御説明させていただきますと、資料 1－2 となりますが、新たな協定案の中で、まず、従来の協定から引き継ぐ考えや理念といたしまして、例えば、県市協調で整備することや県立施設として県が主管すること、また、旧文化センター、旧中央公民館、

旧青少年センターの一部機能を新ホールに集約することなどを何条何項という形で、元々あったものをここに規定しております。

また、第 7 条の中には、具体的な役割分担を規定しておりまして、県は新ホールの設計、整備を一括して担う、また、市は、県と連携して新ホールの早期整備を推進することとしております。

また、8 条の中では費用負担について規定しておりまして、これは県市がそれぞれの役割で費用負担することといたしました。

次に、資料 1－3 の、従来の協定の終了に向けた整理案につきましては、現協定の第 17 条第 2 項に、本協定書に定めのない事項等については、県市が協議を行い決定するという規定がございます。それに基づいた形で、これまでの役割や課題を整理して現協定を終了させるものとの整理案は考えておりまして、位置付けとしましては、現協定に付随するものとして扱うものと考えております。

この中では、まず、第 1 条で新協定の締結をもって現協定の有効期間は終了するとし、第 2 条として、これまで県市が履行していた事業について、実施状況などの現状を整理していくことが必要と考えますので、これは別表という形でまとめさせていただきました。

第 3 条の中では、現協定が終了した後も効力が存続するような規定を明記したところでございまして、例えば（1）では、土地の扱いについては財産譲与契約の規定に従うこと、また（2）では、元来から協定終了後も効力が存続するとしていた秘密保持などの規定をここで続けるとしたものでございます。

（3）につきましては、現協定終了後も新協定に引き継ぐこれまでの考え方、先ほどからも何度か繰り返し言っておりますが、県市協調の整備や県立施設として県が主管すること、従前施設を収容することを規定しております。

（4）では、現地の地下構造物や、今も市で継続している下水等のインフラ整備などの取扱いに関して、別途協議して定めるとしております。

（5）には、現協定は県市間の債権債務関係を規定していないことを確認し、この状況を記載させていただいたものでございます。

岸本委員

新たな県市基本協定は、従来の協定の整理について、それぞれ案もかなり細かな部分まで考えられていると感じました。

先ほどの御説明にありました資料 1－3 は、従来の協定の終了に向けた整理ということでございますけれども、この中の 3 の（5）にある、現協定は、県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認するとはどういうことなのか、分かりやすく御説明いただけたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

岸本委員より、この資料 1－3 の中の 3 の（5）にあります、現協定は、県及び市の間における債権債務関係を規定していないことを確認するということについての御質問でございます。

この県市基本協定は、徳島県と徳島市、お互いの権利義務ですとか、損害賠償請求など

の債権債務関係を定める規定や記載がないという形になっております。

新ホール整備に向けて、県市それぞれの役割分担を取り決めたものでありますことから、現協定は債権債務関係を規定したものではないと考えておりまして、これを県市で確認して記載させていただいたものでございます。

岸本委員

分かりました。

もう1点、先ほどと同じ資料の3の（4）におきましては、協定で定めたこれまでの取組について別途県及び市の間で協議して定めるとしてありますけれども、これは具体的にどのようなことなのか、説明していただけたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

岸本委員より、資料1－3の中にあります、3（4）の協定で定めたこれまでの取組についての県市間の協議という点に関して御質問を頂きました。

ここでは、現協定の終了に向けた整理案の3の（4）にございますが、今後、市と協議して取扱いを定めていく事項を記載させていただいております。

具体的な中身につきましては、現協定の第8条第2項、自由通路の確保というものがございます。これは、旧文化センター跡地に隣接していた市道のことでございまして、県において、新ホールの整備に合わせて通路を確保することとしておりました。

また、現協定の第9条第2項の街路樹管理事務所等の撤去につきましては、市において中央公民館、社会福祉センター、街路樹事務所、跨線橋などをそれぞれ撤去することとしておりましたが、現状として、街路樹事務所の施設は機能移転のみで、建物が撤去されていない状況でございます。

あと、現協定の第9条の第3項、地下構造物及び下水道管等の撤去につきましても、敷地内に残る地下の構造物等について、新ホールの施工時に合わせて必要な箇所は撤去することとしていたものでございます。

また、第10条第1項、下水道等の移設及び跨線橋等の整備につきましては、市におきまして、光ケーブルや現地の下水管の移設、また、改めて跨線橋の整備を行うものとしておりましたが、状況として、下水等の整備移設は現在も続いております。

あと、跨線橋につきましては、従前の跨線橋を撤去した段階となります。

これらの取扱いにつきましては、今後の旧文化センター跡地周辺の現地の活用状況の検討にも関わってきますことから、別途県としてしっかり協議してまいりたいと考えております。

岸本委員

県市基本協定の扱いに関しまして、全体の考え方については徳島市と確認できていると思うんですけれども、今、御説明いただいた具体的な内容や記載部分を含めまして、これらの文面も市と協議できているのか、確認できているのか教えていただけたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

岸本委員より、今回の案等についての確認状況というお尋ねでございます。

この度の県市協定の扱いですとか、大きな対応の方向性については、県市の実務者間における確認ができております。その上で、具体的な手法ですとか、この度の文案等については、県側で検討した上で、県市それぞれで内容を確認しております。

内容確認の上、今回御説明させていただいたものでございます。

岸本委員

新ホールの整備に関しまして、県市基本協定の土地の扱いがどうなっていくかに懸かっていると思いますので、引き続き徳島市と調整を進めて、一体的な整理をまとめ上げていただきたいと思います。

この間、本会議で指定管理を質問させていただいたんですけど、その観点の質問をさせていただけたらと思います。アスティとくしまやあわぎんホールの稼働率はどうなっているのかということと、あすたむらんど^{さっぽ}の利用率はどう推移しているのか。あと、20年前からの大雑把な推移を教えていただけたらと思います。

犬伏観光スポーツ文化部次長

アスティとくしまとあすたむらんどにつきましては、私から御説明をさせていただきたいと思います。

まず、アスティとくしまにつきましては、平成5年10月20日に開館されまして、平成15年の地方自治法の改正までずっと、管理委託でやってまいりました。

徳島県におきましては、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入いたしまして、アスティとくしまについては一般財団法人徳島県観光協会が、あすたむらんどにつきましては、平成13年7月1日に開業いたしまして、同じように平成18年4月1日から株式会社ネオビエントが指定管理事業者として管理を行っておるところでございます。

アスティとくしまの指定管理の状況なんですけれども、現状、多目的ホールの入場者数は出ておりませんので、現実の問題としまして、多目的ホールの利用者状況なんですけど、令和5年度の実績で申しますと、開館日が256日あるうちの216日で、60.45%の利用率でございます。

また、あすたむらんどにつきましては、入場者数が出ておりまして、直近ですと令和5年度の実績で48万4,367人でございます。近年であれば、四十五、六万人程度で推移しているところでございます。

春木文化振興課長

あわぎんホールの稼働率という御質問だったと思います。

あわぎんホールでは、平成18年度からの5年間は財団法人徳島県文化振興財団に、平成23年度以降は5年間区切りで公益財団法人徳島市文化振興財団に指定管理をお願いしております。

現在の稼働率でございますが、令和5年度を申し上げますと、大ホール、小ホール、会議室等館内施設全体で約31万人に利用いただいております。令和5年度についてはコロナ禍で利用が減っていましたが、やっとコロナ前の令和元年度の状況に追い付いてきたという

ことで、1階のホール利用率は80.3%と高い利用率を誇っております。

岸本委員

この指定管理者制度の導入効果は、先ほど御説明にもありました管理委託制度からどのように変わっていったのか、教えていただきたいと思います。

犬伏観光スポーツ文化部次長

アスティとくしまとあすたむらんどについての効果について御説明させていただけたらと思います。

まず、金銭面で申しますと、平成17年が管理委託制度の最終年でございますが、アスティとくしまの分でありまして、委託料が3億6,100万5,088円であったものが、令和6年度は基本協定書の額で2億7,300万円となっております、約9,000万円の費用節減効果がございます。

また、あすたむらんどにつきましては、平成17年が管理委託制度の最終年でございますが、こちらの管理委託料が7億7,062万4,414円でありましたのが、令和6年の指定管理料が、基本協定書の額ですと6億4,094万5,000円となっております、約1億3,000万円の費用の節減ができていますところでございます。

また、来場者数につきましても、平成17年のアスティとくしまの多目的ホールの利用率は手元にはございませんので、申し訳ございません。あすたむらんどにつきましては、平成17年ですと40万2,092人というのが、令和5年度ですと48万4,367人となっております、約2割程度の利用者増となっておりますところでございます。

指定管理者制度と申しますと、民間事業者のノウハウやアイデアをもちまして、県民の皆さんにより利活用していただく目的でございます。そのような目的は、一定程度達成されているのではないかと考えておりますところでございます。

春木文化振興課長

あわぎんホールでの指定管理者制度による効果についての御質問かと思えます。

民間事業者等のノウハウを生かした取組により、多様な自主事業の実施が図られたという効果があったと考えております。

あわぎんホールにつきましては、貸館業務に加えて、県ではなかなか人的にも予算的にも実施困難な公益性の高い文化事業を手広く実施していただいております。一例を申し上げますと、あわぎんホールについては、舞台芸術公演事業として、年間約20公演を実施していただいております。

また、教育普及育成事業にも貢献いただいております、県内の福祉施設などに芸術家を派遣して、講演やワークショップを開催したりといったことが県内15か所、あと、県内の教育機関等へも芸術家を派遣して講演やワークショップなどを開催していただいたのが県内25か所という今年度の実績がございます。

このように、民間のノウハウを活用して取り組んでいただいておりますところでございます。

岸本委員

そういった貸館や利用の利便性が本当に上がっているのかとか、委員会でも視察に行きましたけど、今よくあるPFI事業をしているホールであつたりと比較したときに、その民間ノウハウが十分生かされているのかに関して、どのようにお考えなのか教えていただけたらと思います。

犬伏観光スポーツ文化部次長

次に、指定管理制度の効果があるのかどうかでございますが、指定管理制度を導入することによりまして、例えばあすたむらんどでしたら、サイエンスショーや各種イベントは相当充実していると考えております。

アスティとくしまにおきましては、これも同じように指定管理者は徳島県観光協会であるんですけれども、工夫して利用率を上げるための営業活動等を行っているところでございます。

施設の所管課といたしましては、アスティとくしま、あすたむらんどともに指定管理制度の効果が一定程度あると考えておるところでございます。

春木文化振興課長

あわぎんホールにつきましても、先ほど言いましたように、県ではなかなか人的にも予算的にも実施が難しい事業、公益性の高い事業、文化事業を手広くやっていただいておりますので、指定管理制度の導入効果があつたものと思っております。

岸本委員

私的には、民設型のホールや大きな箱物的なものは、まだまだノウハウが十分に活用されていないのではないのかと考えているところがあります。

この間の御答弁でございましたけれども、規模や収益性の有無とか、施設の特性を考えながら、行政改革の視点も合わせて検討してまいりますと御回答いただいたかと思うんですけれども、これに関して、具体的にどのようにお考えなのか教えていただけたらと思います。

犬伏観光スポーツ文化部次長

収益性の部分等についての御質問がございました。

まず、アスティとくしまにおきましては、収益性と申しますと、令和5年度で収入が約1億1,100万円ございます。これは駐車場の収入であつたり、会議室、ホールを利用させていただくときの利用料でございます。

一方、指定管理料は2億7,300万円となっておりまして、持ち出しが1億6,000万円強ございます。

こちらについては、県の中で一定程度大きなところを持つというのは効果があるんですけど、どうしても収益性となるとその分を賄うだけの収入がないというのが実情であると思います。

また、一方、あすたむらんどにつきましては、駐車場代も無料でありまして入園料も無料でございます。

年間48万人の方が利用されておるんですけれども、こちらに掛かる経費は、子ども科学館であったり、吉野川めぐりに乗る費用の一部負担程度でございます。このあたりのことは、元々の施設の性格からいたしまして、県民の方、特に子供たちに科学に触れて科学関係のインスパイアをしていただくという重要な役割がございますので、こちらについては収益施設というよりは、やはり教育的な面も大きいのではないかと考えておるところでございます。

こちら、収入は大体7,000万円程度、指定管理料は6億4,000万円で、大体5億7,000万円程度の持ち出しとなっておりますが、その効果は十分にあるのではないかなと。

ただ一方、収益性で申しますと、お金をもうけるための施設ではないので、その点は厳しいかと考えているところでございます。

岸本委員

分かりました。

次は全く違う話なんですけれども、飲食店における多言語メニューの整備の促進について教えていただけたらと思います。

国際定期便が就航いたしまして、インバウンドが増加しているところでございますけれども、先日、四国放送を見ておりましたら、多言語メニューを作成できるEAT UP TOKUSHIMA JAPANが紹介されておりました。

このウェブサイトは、メニューのデザインから多言語化まで一貫して作成できるようで、多言語メニューの導入店舗拡大のために積極的に普及していくべきだと考えておりますけれども、このウェブサイトの機能の説明と、今後どのように普及を図っていくのかお伺いしたいと思います。

喜羽観光政策課長

委員お話しのウェブサイト、EAT UP TOKUSHIMA JAPANですが、受入環境整備の促進の一環として、県内の飲食店において手軽に多言語メニューを作成できるようにと、県で制作させていただいたところでございます。

そのサイトでは、無料登録後に画面に表示されるステップに沿って操作しますと、英語、韓国語、中国語は簡体字、繁体字、それからフランス語、タイ語、ドイツ語の7言語で多言語メニューを作成することができます。外国人向けに多言語メニューがある飲食店をまとめたウェブサイトも併せて制作しております。

ほかにも、基本的な接客用語を多言語でまとめたコミュニケーションツールをウェブサイトでダウンロードできるようにしており、国ごとの食習慣や宗教ごとの食に対する意識の情報をウェブサイトにもまとめております。

現在、84軒の飲食店に御登録いただいております。今後ともより多くの飲食店の皆様に御利用いただけるよう、周知していきたいと考えております。

次に、県のホームページや、委員のお話のとおり、四国放送で取り上げていただくなど周知を図っているところですが、今後も関係部局と連携しまして、飲食店関係の会合や飲食店向けのセミナーなどを活用して、直接飲食店の皆様にも周知してまいりたいと考えております。

岸本委員

登録店舗が84軒ということですが、こうした多言語メニューは、外国から来られた方が御飯を食べるときに非常に重要なことだと思っておりますので、この事業についてもう少し具体的に、これから周知をどう進めていくといったことがあれば教えていただきたいと思っております。

喜羽観光政策課長

今後の周知についてなんですが、インバウンド情報に関しましては、今までも様々周知していたところですが、まだ十分に周知されていないというお話をいろんなところでお聞きしておりまして、これから更に皆様に伝わる観光情報ということで、SNSなどを利用して各方面に発信していきたいと考えております。

岸本委員

次に、宿泊施設関係の取組についてお伺いさせていただきたいと思っております。

小規模で高単価の宿泊施設の実施に向けて、新たな補助制度を設けるとのお話でございますけれども、今回新設を予定されております補助制度について、どのような内容か御説明をお願いできればと思っております。

喜羽観光政策課長

小規模、高単価な宿泊施設を対象とした補助制度について御質問を頂きました。

原議員の答弁で少し答えさせていただいたところでございますけれども、本県の宿泊施設の客室数は全国46位となっており、客室数の不足は、かねてから課題でございました。なかでも、地域にお金が落ちるような高単価な宿泊施設が県内に非常に少ないことを課題としておりました。

これまで、本県には大規模で高単価な宿泊施設を対象にした最大10億円のメニューと、宿泊主体型の宿泊施設の最大2億円を用意し、昨年度もいろいろとホテルと交渉していたところです。小規模でも地方でゆっくり過ごせるような高単価な宿泊施設、いわゆるスモールラグジュアリーがトレンド施設になっているという話であったり、地域と調和した古民家など既存のストックを活用したいというお声も頂いたところです。

大規模な施設ですと、建設可能な地域が限られてくる一方、スモールラグジュアリーという施設であれば、景色などのロケーションが良ければどこの地域でも可能でありますので、基本的なハードルが低いのではないかと考えておりまして、こういった施設の建築を後押ししていきたいと考えております。

具体的には、投下固定資産額が3,000万円以上で客室数が5室以上、客単価1万8,000円以上といった施設を対象にしたいと考えておりまして、ここに補助率5%、補助上限額5,000万円という形で支援を行うことを考えております。

県内各地で小規模、高単価な施設の建設を促進することで、インバウンド高単価客の県内各地の周遊につなげたいと考えております。

また、これらの補助制度の対象にはならないものの、民泊や空き家などを活用して宿泊

施設を開業しようとする、意欲のある方を支援するために、補助上限40万円、補助率2分の1で施設の多言語対応やWi-Fi設備、DX化や災害対応機器の導入などに対するソフト支援を実施してまいりたいと考えております。

施工者の多様なニーズに応えられるよう、様々なタイプの宿泊施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

広く制度を使っていただけるように、しっかり取り組んでいただけたらと思います。

次に、万博のことについてお伺いさせていただきたいんですけれども、この度の万博で、当初予算に提出されております万博会場、徳島県ブース出展のほか、阿波おどりや伝統文化などの体験イベントなど、いろいろと予定されております。

この中で、その他の次世代を担う子供たちに対して、学校で行う教育旅行の入場料支援を行ったりとか、会場内外、様々な取組をされておりますが、万博推進課としてどのような成果を目標としているのか教えていただきたいと思います。

渡部万博推進課長

ただいま岸本委員より、大阪・関西万博における取組の成果目標について御質問を頂いております。

委員のお話の中にありましたとおり、当課では、4月から10月までの万博会期中には、会場内外におきまして様々な取組を展開することとしております。目標とする成果といたしましては、国内をはじめ世界から来場する多様な方々に徳島の魅力を体感いただき、本県の認知度の向上、そして誘客の促進につなげてまいりたいと考えております。

また、県民の皆様、特に未来を担う本県の子供たちが、世界の先端技術や文化、価値観が詰まった万博を直接五感で体験することにより学びや気づきを得て、それぞれの可能性が広がり、各々の新たなチャレンジのきっかけになることを期待しております。

岸本委員

未来を担う本県の子供たちにつなげようと考えていらっしゃるということですが、それを具体的に教えていただけたらと思います。

渡部万博推進課長

今回、本県から万博に出展するに当たりまして、次代を担う子供たちが、万博を通じ未来社会への夢や希望を実感してもらうことも目的としております。

このため、学校の教育旅行における万博入場料の支援によりまして、万博における未来社会を体験いただきたいと思いますと考えております。

そして、会場出展に係る若者の参画といたしまして、県内の高等専門学校生や高校生が、本県のブースの一角である未来に向けた展示のアイデアを考えたり、また、ゴールデンウィークに実施する阿波おどりに出演する県内の大学生や高校生が、現在有名連から指導・助言を頂きながら、それぞれ繰り返し合同練習を行っているところでございます。

そのほか、万博閉幕月となる10月開催の若者主体のプレゼンテーション大会に向けまし

ては、県内の高等専門学校生や大学生などの若者自身が描く未来社会をテーマとしたプレゼン内容やスキルを磨くため、放送作家の小山薫堂さんをはじめとする世界で活躍する 3 名の万博プロデューサーの方からお話を直接聞いて、若者同士が意見を交わしながら準備を進めておるところでございます。

こうした取組の中で、子供たちが万博に向けた企画準備や万博会場での体験を通じまして、また、万博に向けて取り組む大人たちと子供たちが協働することによりまして、未来社会に夢や希望を実感できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

それぞれ体験したことを将来へつなげていっていただけたらと思っております。いろいろ挑戦することが非常に大事だと思っております。

この前、事前委員会で質問し切れなかったんですけど、四国遍路の世界遺産登録は、本県だけでなく四国 4 県が連携しながら進める必要があると思うんですけども、他県の文化財としての指定状況はどうなってるのか、教えていただければと思います。

溝杭文化資源活用課長

四国遍路の世界遺産登録に向けましては、課題とされております資産の保護措置の充実を図る必要がございます。

本県の状況につきましては、事前委員会で答弁いたしましたけれども、国史跡としまして、札所寺院が 7 か寺、遍路道 16.5km が指定されているところでございます。

四国の他県の状況といたしましては、香川県が、札所寺院が 5 か寺、遍路道が 7.9km、愛媛県が、札所寺院が 9 か寺、遍路道が 26.2km、高知県が、札所寺院が 4 か寺、遍路道が 5.9km を指定されている状況となっています。

県としては、引き続き、本県も構成員となっております四国遍路世界遺産登録推進協議会をはじめとします関係機関と連携しながら、四国遍路が暫定一覧表に記載されますよう、札所寺院や遍路道の国史跡指定に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

岸本委員

これも先日聞けなかったことなんですけれども、国内外の皆さんが阿波人形浄瑠璃の価値に触れる機会を創出する取組についてお伺いさせていただけたらということと、もう一つ、阿波人形浄瑠璃に関する実績についてお伺いさせていただけたらと思います。

春木文化振興課長

阿波人形浄瑠璃の支援の実績についての御質問でございます。

令和 6 年度の補助金による支援実績を申し上げますと、県出身の人形遣いが講師を務める稽古会や、高校生対象の上演会を開催する人形浄瑠璃の伝承事業や木偶の伝統技術を多言語で表現する新たな木偶の箱まわしの演目や、国内外の人形劇団や洋舞を交えた公演の開催などに計 11 件、約 733 万円を支援しております。

それと、これは補助金とは別の事業になるんですが、大阪市にある国立文楽劇場の開場 40 周年記念の機会を捉えまして、徳島市が主催した観光 P R イベントと共催して、人形師

の仕事場や阿波木偶の展示物産展のほか、徳島県立城北高校民芸部によるミニ公演の実施など、文楽劇場への来場者へ本県の魅力を直接お伝えしたところでございます。

また、徳島香港商談会などの交流会の場においても人形浄瑠璃を披露するなど、国内外に向けた阿波人形浄瑠璃の魅力発信を積極的に展開したところでございます。

岸本委員

先ほどもお話ありました、私の母校の城北高校の方が、本県ならではの文化であります浄瑠璃をいろいろしていらっしゃるしやったりとか、是非、こうした取組の支援を継続していただくとともに、よく有名どころでは阿波十郎兵衛屋敷だけで止まってしまうんですけど、私の地元であります徳島市の天狗久資料館への来館へもつなげていただけるような周遊性も期待しながら、時間が来ましたので、質問は終わらせていただきます。

扶川委員

新ホールについて大体議論がされたのですが、まだ分からないところもあるので質問します。

最初に申し上げますけれども、やっとこれで旧の計画の継続費も減額補正するし、新しい予算も組まれるし、市との協定も調整が付いて、いよいよこれから進んでいくということで歓迎しております。

この内容についても、私はずっと最初から賠償に当たらないのだと申し上げてまいりましたが、損害賠償の対象にならないことも確認された。非常に良い方向に行っていると思います。

その関係で少し補足でお尋ねしますが、協定にある市の費用の負担という意味は一体何なのだと。それから、県が主管するとはどういう意味ですか。お尋ねします。

伊澤文化プロジェクト室長

ただいま扶川委員より、新ホールの新たな協定等に関して御質問を頂いています。

市が負担する経費につきましては、現協定においては徳島市に従前施設の解体やインフラ施設等を担っていただいておりますので、それらのコストが生じたところでございます。

新しい協定案の中にあります、市が担うべき役割として負担する経費につきましては、現協定のような大きなものはございません。ただ、連携して新ホール整備を進めていく上で、県市が共に動かなければならないものはございます。例えば、有利な財源の確保に向けた国との協議でありますとか、周辺への説明の機会と、小さな額ではございますが事務レベルでコストが生じてくるということでございます。考え方として、それらを切り捨てることのないよう、ここでも市の役割で発生する経費は書かせていただいています。

また、県が主管するという点につきましては、県立ホールとして完成後も、県がこの施設を運営していく、面倒を見ていくという意味で書かせていただいております。

また、先ほど扶川委員より、賠償に当たらないことが確認されたというお話がございましたが、現協定においては、債権債務の関係を規定した項目はないということで、直接的に賠償ですとか、そこに直結する項目はないことを確認したところでございます。

今後、賠償や損害等が何らかの形で出てくる一切の可能性を、これで全て消したという意味ではございませんので、加えさせていただきます。

扶川委員

市から、何らかの形で賠償を求める動きが出てくる可能性もまだ残っているのですか。今後、新しい協定ではそういう賠償を求めない、残ってないことを確認したかですけど、紳士協定みたいなものになっているのですね。土地の譲与契約に係るもの以外は、ウィンウィンの契約とは性格が違うのだということを、最初から申し上げてきました。事情が変わった、特別な事情が生じたときには、当然協定者が見直すことになるのです。

新協定の中心部分、県が責任を持って進めていくことはきちんと履行されているし、市がいろいろな建物を壊したり、これまで果たしてきた役割に対しても、直接の賠償でないけれども、基金という形で県としても役割をしているし、損害賠償請求される理由は全くないと私は思いますから、前からそう申し上げてきたのです。そうなれば良いと思います。

県市協調ですするという中で、県が主管するという文言があります。聞くところでは、前の計画においても、今度の早期整備プランを作る際にも、市の担当者が一緒に意見交換会の場に居たということです。元々このホールは、徳島市の文化ホールがなくなる代わりに、県がお金を出して新しいホールを造るということでスタートしたものです。文化ホールというのは、その自治体にとったら文化行政の拠点です。それを捨ててしまうことはおかしいのではないかと、ずっと申し上げてきた経緯があります。そうではないのだと、県も市も何らかの形で文化行政を展開していく拠点として使っていただくのだという意味で、市の意見も聞いて、市と協調して整備していくという理解もできるのですが、そのあたりもう少し分かりやすく説明していただけますか。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、県市協調の考え方に関する御質問を頂いております。

新ホール整備につきましては、県市協調で整備するという考えであります。委員の話にもありましたが、例えば、従来の旧文化センター跡地での整備基本計画に係る意見交換会ですとか、旧文化センター跡地での管理運営計画の有識者との会議、昨年に行いました藍場浜公園西エリアにおけます早期整備プランに係る有識者との意見交換会、これら全て事務局側に同じ形で、市の文化担当者の方にも来ていただいて、参加してもらっております。県市協調で整備する形ですので、計画やプランにおきましても、県だけが一方的に決めるものではなく、その場には市の担当者も居ていただき、議論の状況を見守っていただくと考えております。例えば素案や最終的な案の内容につきましても、随時確認いただいているところでございます。

文化拠点として市も、というようなお話もございました。

県都徳島市にできるホールでございますので、完成後、県立ホールとして県が独占して利用することはもちろんございません。市でも積極的に活用いただくことは、徳島市にとっても市民の方にとっても、また、施設の運営面においてもプラスに働くかと思っております。

あと、例えば我々が地元住民の方に説明会を行った際においても、地元住民の方は、県立ホールということにこだわりなく、これができたらこんなことができますか、あんなでき

ますか、この地域でやっているこのイベントをここでできますかと、我々にもかなり期待感を持ってお尋ねいただいております。そういうところから、県市協調での新ホール整備は、完成後においてもどこかで線引きするというものではなく、しっかりと県民の皆さんの施設として使っていただけるものにしたいと考えてところです。

扶川委員

徳島市民にとったら、市の文化拠点としても活用したい。県にとったら、県都にある大きなホールですから、県民全体の利益のために活用したい。徳島市に対して、特別に特権的な地位を与えるわけではないのしょうけれども、意見としては、最大の利用者でもあり、その施設を置いている場所でもある徳島市の御意見をしっかり聞いていくという意味合いなのです。そう理解すれば、矛盾はないと思うのです。先ほど説明いただいたような、小さな予算については、市にも分担していただくと。分かりました。

協定を白紙にするとかしないとか、廃止するとかしないとかいうような議論がありましたが、それについても、本日の説明を聞きますと、先ほど何とおっしゃいましたでしょうか。言葉として、前の協定を強制的に終了させるわけではなくて、継続していくような、中身を引き継いでいくということで、古いものから新しいところに引き継ぐのと同時に、いろいろなものを終了して、古いものは中身を白紙に戻すのではなくて、新しい計画の中に盛り込んでいくというふうに理解しました。

これは単なる言葉の問題ですが、いろいろと議論されていますので、もっと正確に理解できるように説明してほしいと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、現協定と新たな協定の考え方について御質問を頂きました。

この新しい協定といいますのは、何よりもこれまでの考え方などを引き継ぐ形でまとめたいと考えてところであります。従来のもものについては、県市が担う役割ですとか、様々な項目がございます。この中で引き続くべき項目等も整理して、藍場浜公園の新しい協定にしっかりと引き継ぐ形を整えた上で、新協定の締結に合わせて古いほうを終了させる形で考えております。

これまで県市基本協定の取扱いを考えてきた中で重要なのは、この現協定の考え方や理念を引き継ぐこととございます。白紙という言葉がよく出てまいります。白紙という捉え方、何もなかった元の状態に戻るということではなくて、県としてこの考えや理念を引き継いで、新しい場所で新ホール整備を進めていきたいところとございます。ですので、そういう意味では、実態として改定と白紙化のちょうど中間地点になる手法ではないかと考えておりますが、県としての考え方については、大きな変化はございません。

この度、手法が具体化して、ここをしっかりと押さえて市の意向も踏まえた結果、このやり方を考えたところでございます。

扶川委員

分かりました。

言葉がどうであれ、しっかりと県のほうでやるということは、約束を守って、市民に対し

ても余計な負担を掛けずに新しい施設が整備できるのだったら、私はそれでいいとずっと申し上げておりました。

今後の予定ですが、今議会で報告されたら、市に対して今議会中にでも正式に協定を結ぶ話し合いをされるのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

この県市協定を含む、市との一体的整理に向けた進捗に関する御質問でございます。

まず、先日の本会議の代表質問における知事の答弁の中で、この一体的な整理に向けた考え方が述べられたところでございまして、今回、この委員会におきまして、更に詳細な部分、また、文案等を御説明させていただいております。これらを踏まえて、県議会でしっかり御議論いただきながら、市と協議を進めていきたいところです。

また、これらの内容については、市と確認はしておりますが、市の理事者におきまして、市議会への丁寧な説明がされるかと考えております。

決してどこかに具体の目標をおいて、もうそこでやり切るのではなくて、県と市がそれぞれに踏むべき手順を踏みながら、最終的な一体的整理を目指していきたいところでございます。

扶川委員

ホールの話から少し広がりますけれども、この県立ホールは県立ですから、別に徳島市に造らなくたっていいのです。藍住町に造ってもいいわけです。ホールが無いところに造ってもいいのです。

しかし、あえて県都に造る意味は、今まで一番徳島県民が各地から集まってきて、郷土文化会館やアスティとくしまとか、文化センターも青少年センターも使ってきました。集まってきた人たちが、そこでいろんな会をしたり、文化を堪能したり、そういう場所であったわけです。それが県都の活性化につながってきたわけです。だから、県立ホールを藍場浜西に置くことは、正に、市にとっても県都にとっても地域の活性化に役立つものにならないといけない。そういう意味では、先ほど来、県市協調で建設していく、それから運営も県市協調で進めていくという考え方を示されましたけど、これからが大事だと思います。この藍場浜西に置くというメリットをどうやって生かして、駅北から眉山に向けた動線でにぎわいを創出していくかと。これから、これについての前向きな議論を進めていかなければいけないのだと思います。

もう位置については決着したと。これから、その新ホールと市が思っているにぎわいづくりの動線と、知事が提案している鉄道高架も含めたまちづくりと、それをどうやって一体的に県都徳島市のにぎわいにつなげていくかが重要だと思います。そういう意味では、ワーキンググループがありますけれども、もう少しもっと踏み込んで、ずっと継続して徳島の観光スポット、徳島の魅力あるまちづくりをするのに必要な要素をどう作っていくかが、これから議論されなければいけないと思います。そのためには、今、徳島駅前から南のほうに、例えば、アミコビルの中に青少年センターも移転しましたし、市のシビックセンターもあるし、国道を渡って南へ行くと藍場浜公園があると。その藍場浜公園もその次の南の眉山につながって、動線の中にあり、全部一体に考えて取り組んでいけると思うの

です。この部局だけだと駄目だと思います。

だから、県土整備部でウォーカブルなまちづくりが提案されておりますけれども、そういうことを考えているチームと、文化を担当しているチームと、それから徳島市が、あらゆる部局が一つになって、徳島市のまちづくりを考えていくべきだという議論を引き続きしたいと思いますので、一回終わります。

井村委員長

それでは、午食のため休憩いたします。（12時01分）

井村委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。（13時03分）

扶川委員

この委員会で初めて資料を見たので、正確になかなか理解できていなかったのですが、休み時間に読み直してみまして、大体分かりました。

損害賠償の件が気になるので、もう少しお尋ねしますけれども、資料1－3について伺いたします。建設用地の変更について、この協定全体を見ますと、1条、3条、4条、6条、7条の初めのほう、それから9条、10条、11条、12条、13条と、前と全く同じです。それで、前の協定に入っていた中の、今後協議が残る部分を資料1－3という形で出して決定するのだとなっておるわけです。その根拠が、7条2項、疑義が生じたときは県及び市が協議を行い決定すると書かれています。

これから協議するわけです。この協議は直ちに始めるわけですね。協定を締結するのは、もちろん市の手続を経なければいけないですけど、この協議はいつのタイミングで始めるのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、現協定の整理案の中にあります協議、3の（4）にある、別途、県及び市の間で協議して定めるという点につきまして御質問を頂きました。

この協議につきましては、旧文化センター跡地での、現在終了していない役割の部分に関する内容になっております。現地におきましては、今後の活用状況、車両基地等の検討もございます。現地の状況を踏まえながら、この点については、県及び市で協議していく考えを、ここに書かせていただきました。もちろん、これにつきましては整理案としておりますので、まとめましたら、この内容に沿って動くものと考えておりますが、先ほど申し上げましたとおり、現地の検討状況を踏まえる必要がございます。具体的な協議の開始時期、またその内容に関しては、現時点で詳細まで御説明できるものではないと考えております。

扶川委員

相手があることですから、また意見だけ申し上げておきますけど、繰り返しになりますが、この資料1－3の3の（5）では、現協定は、県及び市の間における債権債務関係を

規定していないことを確認すると。

要は、市に対してこれは損害賠償の対象になるものじゃないのだということを確認しておいてほしいという内容なのです。ここをきちっとしないと火種が残ってしまいます。私は、当然この内容で確認するべきだと前から申し上げておりでございませうけれども、その際には、これもずっと本会議なんかで強調しましたが、市側がこれまで受けてきた県市協調で新ホールを建設することのメリットについても、十分説明し理解いただくことが重要だと思います。

そもそも、市で造る予定だった100億円近いホールを県で造ることになった。その時点で大きなメリットがあるわけですし、その過程でも県市協調という中に市の意見もどんどん入れて、先ほども議論しましたが、運営においても市の意見を取り入れて運営しているという中身になっているわけです。そこら辺をしっかりと強調して、この残っている部分についてきちっと決着をつけていただきたいと思うのですが、基本的にこの3の（1）から（4）については、県としてどういう意見をもって市に臨むのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、現協定整理案の中にあります、3の（1）から（4）に対する県の姿勢についてでございました。

この点につきましては、姿勢としまして、（4）の後段にありますこれらの取扱いに関して、別途、県及び市の間で協議して定めることについて、市と内容の確認をしております。それぞれ、現地におきまして、これまでの現協定の項目に合わせ担ってきた役割のうち完了していないものとなっておりますので、今後、現地の活用状況の検討などを踏まえながら、県と市の間で協議していくものと考えております。

扶川委員

この（1）から（4）は、事務的な整理みたいなものなのですか。最後の（5）だけは、その債権債務関係を規定しないと前の現協定を解釈するということなので、この（5）が生きてきたら、その（1）から（4）、双方がどういう仕事をしてきたと確認するにしても、それについて改めて損害賠償するなんてことにはならないわけですよ。そこはしっかり確認しておきたいのですけど。

伊澤文化プロジェクト室長

（5）にあります、債権債務関係を規定していない点に関する御質問であります。

この記載につきましては、飽くまでも、この県市協定におきますお互いへの権利義務や損害賠償請求、債権債務関係を定める規定及び記載はないことを踏まえて、この形で債権債務関係を規定していないことを確認すると書かせていただきました。損害賠償や何らかの手段の可能性ということでございましたが、県と市の間では、9月の知事、市長の合意を踏まえて、ワーキンググループ等で県市協定、土地の契約の扱い、早期整備プラン、これらを一体的に整理するという方向性・考え方について確認できており、それを踏まえて、今回協議を重ねて県市協定の扱いや財産譲与契約の扱いに関する考え方等を示し、この度、文案を御説明させていただくこととなっております。これらの状況を考えましたら、現

時点において、例えば市から損害賠償請求が無い状況は事実でございます。

ただ、一般論としまして、信義則違反など民法の規定に基づいて、何らかの訴えや請求を第三者が起こすことまでは否定できません。これは、県側がもう無いとか有るとかいうものではなくて、第三者の方が有する権利でございますので、そこまで波及する内容とは認識しておりません。飽くまで、この（５）につきましては、現協定は、県市の間における債権債務関係を規定していないことを、改めて県市で確認したということでございます。

扶川委員

この案を作るに当たっても、市と県の理事者同士で話し合っ、これでいこうとなっているわけですね。

ただ、損害が発生しているではないかということで住民監査請求が起こって、これは賠償を怠っているではないかみたいな、私もちょいちょいやりますけど、これはやるべきじゃないと思いますが、そういうことまでは否定しない、起こってくる可能性はあるということなのですね。

そういうことが起こってこないようにするためにも、何度も言いますが、広く県民市民に、これは徳島市にとっても非常にメリットのある協調関係であり、県立ホールの整備なのだとことを徹底して情報提供していただきたい、周知していただきたいと思います。そうでないと、協定が結ばれないと予算執行できないなどという答弁があったわけですから、また際限なくホールの建設が延びてしまうことになる。早く協定を結んで、今議会に出してきた予算を執行していただきたいと、私は思います。それが、県立ホールを早く造ってほしいという県民の願いに応える道だと思います。

それから、もう一つお尋ねしておきますけれども、土地の返還を求められた場合は戻すと、それはそれでいいのでしょうか、そうするとこのことは関係なくなるのでしょうか。あと、市有地と県有地が混在するようになる旧文化センター跡地、東署などがあった所を含めて、私は、あそこは県が提案している車両基地の移転先として使うのが一番良いという意見ですけれども、その議論は、この部ではもう一切関わらずに県土整備部のワーキンググループでやっていくということによろしいですね。

伊澤文化プロジェクト室長

扶川委員より、市が解除権を行使した場合に、県は土地を返す考えであることを踏まえて、現地におきます車両基地等の検討に関してお尋ねいただいております。

鉄道高架や車両基地の検討に関しては、県土整備部の業務になってきますので、具体的な内容に関しては、私からはお答えを控えさせていただきます。

ただ、この度の県としての財産譲与契約に関する考え方自体は、県土整備部と共有しておりますので、県土整備部においてＪＲや徳島市と共に協議を重ねていかれると考えております。

扶川委員

あと10分程になりましたので、ホールのことはこのくらいにしておきますが、県立ホールを藍場浜西に置くことの最大のメリットは、何度も言いますが、何といたってもにぎ

わいづくりの交流軸に近いことです。

それと別に、これは玉突きだなんだという議論がありましたけれども、私は、^{こう}膠着していた鉄道高架事業が動き始めることによって駅の南と北が接続され、それがにぎわい交流軸にも大きく寄与するメリットがあるのだと理解しております。

先ほど申しましたけれども、新年度予算でも県都とくしまウォークブル推進事業が県土整備部で出ていまして、眉山と徳島駅を結ぶ新町橋通りで、車中心から人々が集い憩い、活動を繰り広げる人中心の空間へと転換するため、道路空間の利活用に関するニーズや周辺に与える影響を調査し、道路空間再編に向けた全体構想の検討を行う予算1,000万円が計上されております。これは、単に歩きやすい広い歩道や空間があるだけではにぎわいは生まれません。

また、特定のイベントのときだけ混雑する、そのときは確かににぎわいに寄与するわけですが、それでは街の活性化は図れません。日常的に人々が集い憩い、多様な活動を繰り広げる利用空間のニーズの中で、この観光スポーツ文化部では、観光文化活動も大きな柱としてスポットを造ってにぎわいに寄与していくことが必要だと思います。

A Iにいつも聞くのですけれども、街のにぎわいを創る要素は幾つかありますが、どんなものがありますかと聞いたら、一つは地域の魅力、歴史的な建物や観光名所公園など地域固有の魅力が人々を引きつける。城山もある眉山もある、それから建物といえば今度のホールだってそうでしょう。それから、多様なイベント、地元の祭りや市場、コンサート、スペースイベントが人を集めます。また、飲食店や店舗、ユニークで魅力的な店舗やレストラン、カフェが人を集めます。そういう場所が清潔で安全であること、あるいは公共交通機関や駐車場の整備がされていること、そして地元の人たちがその地域を守っていくために積極的にボランティアで参加していること、このあたりがにぎわいづくりの要素なのだと回答でした。頭良いですね、そのとおりだと思います。

この観光スポーツ文化部として、カフェを造る案なども最初出しておりましたけれども、これも是非やっていただきたい。というのも、今のままだと北から来た動線が国道で断たれてしまいます。

だから前に、仁木委員からも駅前のほうに持っていったらいいのではないかみたいな議論がありましたけれども、空中回廊みたいなものでつないで、雨に濡れずにホールまでこられる、カフェまでこられる、更に今存在する藍場浜公園も今以上に使いやすい施設にして、にぎわいづくりに寄与するような観光イベントなどができる場所にしていけることが必要だと思います。

もう時間がないので、私はその一つの文化スポットとして、前から映画資料館を造ってほしいと申し上げて、それに関係する部局の方に映画資料を見ていただいたりしました。非常に貴重な映画資料があります。それも一つの面白いスポットになると思うのです。

今後、新しいホールを造るのと並行して、そういうスポットをホールの外にもどんどん造っていくという計画を立ててやっていただきたいのですが、お考えをお聞きしたいと思います。

春木文化振興課長

文化振興に映画を活用したらどうかということだと思います。

映画をはじめとした映像コンテンツは、音楽・演劇・舞踊と同様に人々に感動や生きる喜びをもたらして人生を豊かにするものという認識をもっております。

また、社会全体を活性化する上で大きな力となる文化芸術であるとも認識しておりまして、その果たす役割は極めて重要であると考えております。

県内では、2013年に全国4K祭in神山として産声を上げた4K・VR徳島映画祭が、2024年に原点回帰して神山映画祭として再スタートするなど、映画をテーマとしたイベントが継続的に開催されてきたところでございます。

また、これまで本県を舞台に撮影された映画も多くあり、古くは阿波の狸合戦や阿波の踊り子、近年では県西部でロケが行われた虹をつかむ男、第一次世界大戦時の板東俘虜収容所での、ドイツ人と徳島の方々の交流を映画化したバルトの学園、また、歌手のさだまさしさんの小説を映画化した眉山など、今もなお県民の記憶に残る映画が多く撮影されております。

こうした徳島を舞台にした映画は、県民に感動や喜びを与え人生を豊かにする一面もありながら、当時の時代背景やロケ地として使用された徳島の風景が映像として残る貴重な資料としての価値もあるとの認識をもっております。

そういった資料の活用については、今後検討課題としてまいりたいと考えております。

扶川委員

是非、前向きに検討していただきたいと思います。

非常に貴重な、一式で1,000万円もするような資料を持っておられる方もおられまして、そういうものは県立図書館の閉架^{へいか}に入れていただきたいということもお願いしておりますけれども、いろんなスポットがあることでいろんな関心を持つ人がそこに寄って来る。施設を造ったり箱を造ったり、道路を歩きやすくするだけでは人は集まらないわけで、そのスポットをいかに増やしていくか。

そこで、SNSなんかでどんどん発信してもらえる状況をいかに作っていくかが、これからのにぎわいづくりのポイントだと思いますので、それについては、ウォーカブルなまちづくりというハード面の取組と、そこにソフト面のいろんなスポットを作っていくことは一体で取り組まないといけないことです。

鉄道高架もそうです。鉄道高架は、あんな真四角の、どこかでそういう図面で見ましたけれども、壁だけにしてしまったら面白くも何ともないです。

城山近くにある施設にふさわしいデザインを作ったり、その下に人が集まるにぎわいを生むような施設を造って、初めて車両基地を鉄道高架にする意味合いがあるわけです。

その部局横断的な発想が必要なので、まちづくりの話は県土整備部になりますが、部局横断的な打合せをして、観光スポーツ文化部にはこういうアイデアがあるから、こういうところにはこういうものを配置したいのだぐらいのことを言っていただきたい。

もう時間がございませんので、そういう部局横断的な取組をやっていただけるかどうか、お答えいただけたらと思います。

春木文化振興課長

委員より、にぎわいづくりにつきまして、県土整備部と十分連携を取ってというお話だったと思います。

先ほどお話ししたような映画の資料の活用についても、今後の検討課題としてまいりたいと考えておりますし、またにぎわいづくりの面についても十分連携を取ってまいりたいと考えております。

仁木委員

私からは、当初予算ですからいろんな質問をしたかっただけなんですけれども、委員長、副委員長に前回申入れさせていただきましたが、集中審議とならず、総合的に一括審議ということでございます。

この委員会におきましては、委員長の言うことが絶対でございまして、私は東京農業大学出身で副委員長の後輩でございまして、大学の先輩の言うことも絶対でございまして、従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今回当初予算は置いておきましょう。補正予算に限定して二つまいります。

今回、この新ホールに関連する補正予算につきましては、大きなものは2本あると思っています。

一つ目については、令和6年度の整理予算における継続費の減額補正です。

もう一つは、令和7年度当初予算の補正予算の三億数千万円のホールに係る予算、この二つだと思うのです。

まず、簡単なほうからまいるのでございますけれども、これを審議するのに私も納得したいと思っています。

ホールの問題については、11月議会の時に、藍場浜のほうは工事も含めて設計に入っていくことで予算が認められたということですから、ここの部分について、藍場浜のほうでもやっていくことについては、もう我々も何ら否定することはないと思っております。その中の具体的な予算を付けていく際に、ちょっと気になっておりますのは、管理運営プランの策定等という区分で予算計上されています。

これは設計段階から、本来であれば指定管理者は、箱が建って、その箱がどのような形をして面積が幾らで、何機エレベーターがあってどういう管理面積がそれぞれにあるのかということがなければ、指定管理料も算定ができないと思っています。従来の方式であれば。

今回は、設計の段階から管理者の知見を得ながら、管理者がこういうものを作りたいというようなものであるとか、ほかにも、管理しやすい設計というのはどんなものだろうということを含めて、設計段階から建物の指定管理者を選定するという認識でいいのかどうかを、まずお聞かせいただけますか。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、今回の令和7年度の第1号補正の中にもあります管理運営プランの策定に関する御質問を頂きました。

管理運営プランというのは、施設の管理運営計画のことございまして、開館後の組織体制や利用規則などを具体的に固めていく計画になってまいります。この度、この策定に

合わせて、設計段階から管理運営の視点を生かしてより良い施設にしていこうと考えております。ここに至るに当たりまして、我々担当を含めまして、全国のホールの視察に回りますと、管理運営を担っておられる指定管理者の方や担当自治体の方から、ここをこうしておいてくれたらもっと良かったのにとか、ここはなぜこんなのをしたのかという声を、多々聞いてまいりました。

それに加えて、昨年の秋に行いました早期整備プランの策定に向けた有識者の意見交換会の中でも、最近、管理運営者を早期に決める手法も事例が増えてきたと。例えば、早期設計の段階から管理運営視点の意見を反映できる仕組みを考えてみたらどうかというような意見も頂きまして、実際に今、早期整備プランの最終的な案の中にはその旨、早期整備の管理運営の手法の項目の中に、ちょっと一文入れさせていただいております。これを是非、具体化していきたいということで、この度、予算を計上させていただいております。

委員のお話にありましており、通常箱ものといいますか、ハード整備を進めながら建物ができて、例えば指定管理制度であれば、そこから指定管理者を選ぶ、または少し早めて、設計が最終盤に至ったときに、大体建物が見えてきたところでこういう管理運営計画を組み立てて、その後、施設の設置管理条例等を固めさせていただいて、指定管理者の選定に移るという方法が一般的かと認識しております。

ただ今回、設計段階から管理者の視点を生かしたいということで、通常行われている流れよりも少し前倒ししながら、事を進めていきたいと思うところです。

ただ、これに当たりましては、先ほどお話を頂きましたが、設計が完了している段階ではございません。ということは、我々の要求水準が固まって、例えばプロポーザルは実施して、事業者からある程度企画提案が出てきて、どういう建物になるかというのが見えていたとしても、飽くまでも設計の終盤ではございませんので、そこをどう捉えて、また、将来の利用料や金額的なところを抑えていくかをしっかり検討していかなければならないと考えています。他県事例でも、この同様のケースは、ちらちらと見えてまいりました。ただ、それぞれ具体化の検討を進めながら試行錯誤をしている実態はございます。

本県におきましても、ここで諦めずに、この方法を具体化することで、後で実際に施設をハンドリングする団体、民間事業者等から何でここをこうしたんだと言われないうちにチャレンジはしていきたい。これを我々の頭だけで考えるのではなくて、予算の中には管理運営プランの策定支援のコストも含まれております。

そこで、全国のホールの管理運営をアドバイスしているようなコンサルティング業者をお願いして、プランの策定に合わせて、このあたりの具体化も同時に作業していきたいと思うところです。

仁木委員

今、他県の事例が見えてきたとおっしゃいましたけど、ということは、今の段階ではぼんやりしか見えてないのね。この見えてない状況の中で、何でこの発想が出てきたのかが、一つ気になるわけなんです。というのは、これって県でやるのは初めてでないのですか。

公共施設を造り、公設民営にしていくなにしても、公設の段階、造る時から後の指定管理者を選定していくことは、本県で初めてではないかと思うのです。

例えばリース方式とかであれば事例はあるのでしょうけど、リース方式をイメージしな

がら、これって少しひねったやり方なのよね。

だからこれって、本県で初めての方式でないのかということに対して、我々の知見が少ないことがあると思うので、そこら辺、本県では初めてのなかどうなのか。また、他県ではどうなのか、我々に対してどうやって理解させるのか教えていただけますか。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、この方式に関する県側の認識に関してお尋ねいただいております。

委員がおっしゃるとおり、この方法は、これまで本県において前例がないと認識しています。委員よりリース方式のこともありましたが、DBOといわれるやり方が近いのかと考えております。ただ、DBOになりましたら、デザイン・ビルド・オペレーションを全て固めてからスタートを切らなければならないと。

そこでまず、早期整備を目指す上で設計や施工は時間を掛けずに走っていく、それを追い掛ける形でオペレーションのOが付いていく、可能な限り早い段階で設計に意見を反映させていくよう考えております。

これは、他県でも完全に確立されたパターンではないというお話を先ほどさせていただきましたが、本県におきましても、これをぼやけたまま進めていくのではなく、管理運営プランの策定に当たっては、このあたりの手法を具体化して、プランの中にしっかりまとめていきたいと考えております。管理運営プランは、例えば旧文化センター跡地における管理運営計画につきましても、案の段階で県議会にお示しして、最終案もお示し、検討段階におきます有識者との会議等においても、全てマスコミの方にもオープンの上で議事録等も公開していく形を取っております。

今回、この手法を検討するに当たりましても、同じような形で、随時経過は御報告させていただくとともに、状況にも透明感を持って当たりたいと考えているところです。

今、他県につきましては、このやり方を実際に進めているところが数箇所ございます。ただ、事業として完了していないことと、途中途中でここをどうすべきかという課題点は出てまいります。最初に選ぶ相手が、館ができていないので指定管理者にはならないということで、それは候補者や予定者であったりとか、それをどの段階で管理者にグレードアップさせるのがベストか、その担保すべき手続であるとか、そのあたりをしっかりと固める必要があると認識するところです。

仁木委員

この令和7年度当初予算の新ホールに関わる補正について、私は、他の1、2とかはもう走り始めているものなので良しとしていますが、ここの部分は初めてすることで、唐突に補正に上がってきたわけなんです。

だからといって、前を向いていかないといけない。反対はしないけど、他県事例をまた教えてもらえますか。

それで、申し訳ないのですが、私は今回のこの令和7年度の補正予算、ホールのこの三億幾らというのは退席させていただきます。ただし、その他県事例を教えてください、議会中ですが、私も調査に行くのであれば行ってきます。行ってきて自分が納得したら、最終日の本会議は賛成させていただきます。そういったことで、慎重に丁寧な審議をさせ

てもらいたいと思っております。

次は、令和6年度の補正予算、継続費の部分です。継続費に198億円をずっと積んでいたわけなんですけれども、継続費というのは、いわゆる金融の面でいえば、カードローンや当座貸越みたいなに一定程度枠は認めますと、この事業は認めますと。その中から、必要な経費がそれぞれ幾ら要りますと都度都度議会で審議して出していきます、付けていきましょうというような意味合いがあると認識しています。

この事業を認めているからこそ、この枠、この事業は何に基づいたかということ、協定に基づいた上に債権債務は発生しないと言っていますけれども、協定について、今後まくもの、今までのものは有るのか無いのか知りませんが、協定に付随して、いわゆる土地を交換した時の契約書においては、債権債務は完全にはないでしょう。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、土地の財産譲与契約に関する御質問を頂いております。

土地の財産譲与契約に係る債権債務というお話でございますが、この譲与契約自体、無償で土地を譲り受けることに関して条件が付いております。この旧文化センター跡地で新ホールを建設することがなければ、市は解除権を行使でき、そうなった場合に、県は土地を返すという規定がございます。

この度の県の考え方も、この規定にのっとったものでございます。そういう市の有する権利、行使できる権利があるということ、あと、全体として条件が掛かっているという点が、この県市協定の債権債務がないという中身とは少し書き物として質が違うところだと認識しております。

仁木委員

価値があるものを無償で譲渡とか交換するという契約をまいているということは、債権債務の関係性は一定程度あるのではないかというのは、誰が見ても分かる話なんです。それについて、賠償の関係性を謳^{うた}っている文言があることは明らかだと思うのです。

その中で、現時点でこの財産譲与契約の効力は生きているのか生きていないのか、確認させてください。

伊澤文化プロジェクト室長

今の時点で、財産譲与契約は生きているかどうかというお話でございました。

この契約自体は、現時点でも有効でございます。

仁木委員

この契約の効力が生きているからこそ、知事が答弁された、徳島市から返還を求められたら、この契約に基づいて返還するという話になったと思います。

この契約が生きている中で、今回の198億円の、事業自体認めているものを取りという行為は、そこで一方的に事業はしませんが、契約はあるけれども、その契約の原因が発生する事業、何が事業かといったら新ホールに係る土地として利用することと書いていますよね。ここに書いてある原因を取ってしまうというのは、その原因自体をなくしてしまう

といった感覚で受け止めてしまうわけですが、二つ答えてほしいのは、この継続費の予算を減額することについては、もう事業自体を旧文化センター跡地でしませんという予算的意思表示があるということなのか。そう受け止められますが、どうですかという答えと、もう一つは、この発生原因の中にある事業自体がなくなるということは、条件に付いている部分の原因がなくなるという二つ、確認させていただけますか。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、継続費の減額の影響に関する御質問を頂きました。

まず、一つ目の事業自体が予算的になくなってしまうことかというお尋ねにつきましては、飽くまでも、旧文化センター跡地で整備を進めるという考え方をお認めいただいた上で付いたものでございますが、工事に係る継続費となっております。もし仮にこれをお認めいただいて、この工事の継続費が減額でゼロとなった場合におきましても、飽くまでも工事費の継続費がなくなるということでありまして、これによって強制的に事業が消えてしまうものではないと考えております。

あと、土地の条件にもあります、新ホール整備を現地でするのかどうかという部分につきましても、同様に継続費がなくなった場合において、財産譲与契約や県市協定、また整備基本計画がこれによって自動的に失効してしまうものではないと認識しております。

また、午前中に少し御説明した部分ではありますが、この新ホール整備事業につきましては、現在、実作業としてJ Vとの間で関係法令の申請を除く状況で設計を終えたところでございます。このまま自動的に進めるとしても、工事にすぐ掛かるのではなくて、必要な作業も出てまいります。これらも踏まえて、この継続費を落とすことによる直接的な事業全体への影響は生じないと認識しております。

仁木委員

少し切り返しますと、今の御答弁であれば、この継続費を落としても事業自体がなくなるわけではないというお話だったのですけれども、その事業に係る予算、一旦認めて通って今有るものを落とすわけじゃないですか。なくすわけじゃないですか。そこで、もし現計画をしなければいけないような状況が出たら、どうされるのですか。

また、予算を議会に上程してくると、一旦認めているものをという話になってくるのです。何でわざわざ、これを今回、年度末の整理予算で落とさなければいけないのですかという話。ここがポイントなんです。

なぜかといいましたら、この継続費は、皆さんもちゃんと見てもらったら分かると思いますが、令和7年度、令和8年度、令和9年度の継続費を、令和6年度の整理予算の補正で出しているわけです。落とすのであったら、令和7年度当初予算のホールをまとめた議案の中でもいいわけですし、継続費は別にこのまま継続していて、年度末に落とす整理予算で、次年度のものを普通はわざわざ出さないよね。なぜなら、これ以外の整理予算で継続費を落としているものは、年度末で落とさなければいけないものばかりなんです。

それは、令和6年度に係る継続費だから、整理予算で年度末で落とさなければいけないのだけれども、別に落とさなくてもいい、生きでおってもいいものなんです。なぜなら、

来年度 1 年あるものなんですから、令和 7 年度、令和 8 年度、令和 9 年度だったら、令和 7 年度中にそれを補正してもいい話なんです。

わざわざここでというのは、もう仕方がないという話でなくて、ここでどうにか落としておかないといけないという意思表示になりますよね。そこら辺がなぜなのかを教えてもらえませんか。

伊澤文化プロジェクト室長

今回のタイミングでの継続費の減額補正という点でお尋ねいただいております。

今回、端的に申しましたら、旧文化センター跡地における工事の継続費を、年度の最終整理予算としてこのタイミングで減額させていただくに至る経緯としては、さきの 9 月定例会におきまして、藍場浜公園西エリアにおきます新ホール整備についての関連予算をお認めいただいていること、あと、1 か月間パブリックコメントをする前にも素案をお示ししておりますが、今定例会の事前委員会で、早期整備プランの最終的な案をお示したことです。また、本日御説明しておりますが、令和 7 年度の第 1 号補正として、藍場浜におきます新ホール整備事業の関連予算を提出させていただいていること等がございます。

これらの状況を踏まえまして、旧文化センター跡地におけます工事費の継続費を、予算上減額させていただくものでございます。加えまして、現在、この継続費の中には実質的な予算計上はしておりません。加えて、令和 7 年度当初予算の中にも、旧文化センター跡地での工事費を計上してないところでございます。

これらを踏まえて、タイミング的にこの 2 月補正で減額するという判断いたしました。

仁木委員

今、少し私が聞いた中で明確でないのは、この継続費の議案を物理的に出してこなくても別に問題なかったですね。予算上、物理的に必ず落とさなければいけないことはあるのかと。これはないですよね。物理的な予算上の話をしているのです。

事業の整合性を立てるとか立てないのかを抜きにして、予算上、令和 6 年度中にこの継続費を落とさなくても、別に問題ないですよね。

伊澤文化プロジェクト室長

継続費の減額に関するタイミング、考え方等についてでございます。

現在、継続費の減額補正を令和 6 年度補正予算の中に置かせていただいております。こうしなくてもよかったのではないかというお話でございましたが、実際的に令和 7 年度当初予算の中、この度の第 1 号補正も含めて、旧文化センター跡地での工事費の計上をしておりません。なぜなら、昨年 9 月にも藍場浜公園西エリアでの関連予算をお認めいただいている、また、早期整備プランの策定作業を進め、第 1 号補正の中で藍場浜での事業費も提出させていただいた状況を踏まえまして、予算のテクニカルな部分で何らかの可能性があったとしても、県としましては、最終的な整理予算である 2 月補正の中で減額させていただくという考えであります。

仁木委員

そのことは分かっています。でなかったら出してきてない。分かっていますから。テクニカルな部分で、出さなくても、これを残していてもいけますよねという話なんで、テクニカルなところはどうかという話です。

伊澤文化プロジェクト室長

予算作業上につきまして、例えばこれを残す、減額補正をしない形も可能性としてはあるかもしれません。

ただ、通常、この新ホール整備の方針に関して、今、藍場浜公園に方針転換している状況を踏まえたら、これをそのまま置いておくということはなかなかないのかなと認識しております。

仁木委員

線につなげたらそうなんですけど、継続費は令和 7 年度の補正でテクニカル的に落とすことができるわけです。令和 7 年度中に補正を掛けられるのだから、使わなくてもそれはできるという可能性はあるということですよ。先ほどの話だったらいいと思うのです。だから、その部分でいえば、先に答弁でなぜかというのを言ってくれたら、それも理解できるのです。

でも、私が気になるのは、その上で置いていてもいける予算を、まだ市との協議が、協議というより契約まで、しまいまでいき切っていないにもかかわらず、その関連する経費が見込まれる継続費を全額落とすことは、おかしくはないかという話なんです。それが私の考え方です。その中でいえば、この閉会日までに、土地の協定に基づいたこの契約、いわゆる市との財産譲与契約を含めてまき直しができるのですかという話。ここが私は問題になってくると思うのです。

かたや、ちゃんと契約をまいてから負担付贈与でやっている、いわゆる債権債務の関係性もあるだろうと。損害賠償だってできます。ここにいろんな問題が書いてあるじゃないですか。この契約が生きている中で、事業自体を、無償で譲渡いただいた場所で事業をしない形になっていく意思表示を予算上しているということは、私は良くないんじゃないかと思うわけなんです。

その予算自体を落としてしまうということは、もう一回出してくるのですか。先ほども聞きましたけど、もう一回聞きます。では、もし新ホールを旧文化センター跡地でしなければいけなくなった場合は、また予算を出してくるのですか。教えてもらえませんか。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、予算計上に関してお尋ねいただいております。

旧文化センター跡地で事業をすることになれば、改めて予算を出してくるかというお話でございましたが、今、本県としましては、昨年 9 月定例会でも、藍場浜公園西エリアで新ホール整備をするという形で予算を認めていただきまして、進めてきたところでございます。

旧文化センター跡地で、改めて予算を計上するかにつきましては、現時点において、従来計画における予算計上、これは工事費に関する継続費のお話でございましたが、予定、

考えはございません。

仁木委員

ということは、もうしないということによろしいね。という答弁になりますからね。

だから、今回の補正の継続費を減額すれば、現計画地の旧文化センター跡地ではもうしないという意思表示でもあると私は受け止めております。ということは、県も契約が生きおることが分かった上で、一方的にそれをやめるという話なので、私がそこにおいて気になるのは、私が賛成するならば、これを議決というか採決する時までに、いわゆるまき直しができるのかという話。これができるのだったら、私は賛成します。

閉会日の議案審査、最後のときまでに、この契約書のまき直しができるのですか。できるのであれば私は賛成したいと思っていますけれども、できるのかどうか、見通しを教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、財産譲与契約に関する御質問を頂いております。

この財産譲与契約につきましては、令和 4 年に締結しまして、これまで有効なものとして続いてきております。

この度、本会議でも知事からお考えを述べさせていただきましたとおり、徳島市がこの契約に関して解除権を行使する場合には、県として土地を返す考えであるということであります。このタイミングにつきましては、新ホール早期整備プランの策定や県市協定の扱いの整理等々、一体的に整理していきたいという形で市とも確認しておりますので、この契約に関して、例えば具体的に市の解除権行使があるとすればそれがいつなのか、県としてそれにいつ対応していくのかという部分について、現時点で具体的な時期は申し上げるところではないと思っております。

仁木委員

閉会日までにそれができないのかできるのかは未知数ですよ。

でも、その契約のまき直しができなかったら、無償で土地を頂いている中でホールを建てますというのでやっていますよね。そこで、計画自体そこでは建てませんという意思表示の部分が内部では決まっていくのですよね。減額してね。そのの枠を取っているにもかかわらずそれを減額するということは、そこでの事業は本格的にはもうしなくなりますと。契約があるのに。私は、その時点で契約書が変わっているのだったら賛成するけれど、ちょっと賛成し難いと。

だから、この継続費を私は生かしておくべきだと。生かした上でちゃんと旧文化センター跡地でもしないということが、JVも含めて全部協議が整ったら、また藍場浜のほうでもうできるんだと、設計もできて着工までもうできるというようになるときまでは、せつかく 1 回付けた継続費、それも次年度以降の継続費は生かしておくべきだと僕は思います。そうでなかったら、この契約自体に対する、書いてある部分の信義に反すると私は思いますので、そういう形で対応させてもらいたいと思っています。具体的に言えば、継続費は生かしたほうがいい、プラス、ではそれを生かさないのであればどうするのかとい

えば、最終日まで懸けてみますので、退席させてもらおうと思います。

最終日までにお話を整えられたら、私は自信を持って賛成させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

前の協定書も、次の協定書の素案も含めてなんですけど、協定書の中に青少年センターであれ何であれ市の施設を入れていますよね。ここの部分は、絶対協定書に必要なんでしょう。だから、これを置いているんでないかと思うんですけども、そこら辺、有利な財源を引っ張ってくるためにここの文言が必要なんだろうとこちらは読んでいますけれども、それでよろしいですか。

伊澤文化プロジェクト室長

仁木委員より、県市協定の中身に関するお尋ねでございます。

市におきます従前の施設、また県の青少年センターも対象になっておりますが、これらの機能を集約する形で協定に記載させていただいております。もちろん、元々あった建物を壊して機能移転して、機能移転していない部分は新ホールで機能を引き継ぐという考えを示したものであります。これを受けて、例えば新ホールにおいても大ホールという大きい部屋だけがどんとあるのではなくて、市民県民の方が活動できる諸室を設けていく、そこをしっかりと受皿としていくという考え方のお示しかということです。

委員からは財源に関するお話もございました。有利な財源につきましては、今後整備事業を進めていくに当たりまして検討を続けていく重要なポイントでございますが、例えばこの機能集約に関する有利な財源事業債等を当てはめようとした場合、実際に従前施設の機能がどのような形で集約されているのか、従前の所有者がどういう約束をしているのかというのは口約束だけでは弱い部分がございます。そういう場合の根拠の一つとして、これら協定も出てくるのかと認識しております。それらの複合的なポイントを踏まえて、協定案として形にしております。

仁木委員

あと1分半ぐらいなのでまとめますが、公共施設の集約化事業でするんだと思いますが、有利な事業債の活用は是非ともしてほしい。

私は、秋口に議会で予算通過したときに、それ以降は藍場浜で建てることに對して、決まったんだったらやってみようという立場でおります。けど、ホールの問題で、それまでにおいて、こうではないですか、ああではないですか、これっておかしいのと違いますか、ここって実質負担額幾らではないんですか、どっちが大きいんですか、高いんですか、安いんですかと言ってやってきたのは、そもそもですけども、知事の安くする、早くする、移設するという、移設は公約がなかったけど、そこから始まっているわけなんです。

その前の行政の継続性、前知事のときにまいた契約書がどうだったのかと。終盤戦に差し掛かっているんです。だからここをきっちりして、するならちゃんと飛ぶ鳥跡を濁さずじゃないですけども、ちゃんとしまいをきっちりしたほうが私はいいと思うんです。

その上で、行き過ぎていたらブレーキを踏むのが議員の役割だと思っていますから、私は推進するのも良いと思いますが、でもおかしいことはおかしいと、行き過ぎたら行き過ぎていっていると言うのが我々の役目だと思うので、ちょっと言わせてもらっているんです。

だから、前向きに言うならば、扶川委員がおっしゃっていた空中回廊も良いと思います。集約しないといけない施設が一杯あるんだから、その機能を中途半端に当て込みましたみたいな、上のほうにホールを造ってから、ここは音響室、視聴覚室にしましたみたいな中途半端なんではなくて、するんだったら、もうここまできたらちゃんとしてほしい。それをちゃんとしてもらいたいということだけ、藍場浜でするんでしたら、余り安くし過ぎることも考えないといけないんだろうけれども、きっちりしたものを造ってほしいということを最後に申し上げて、終わります。

達田委員

先に第1号議案で聞かせていただきます。

万博まで後47日ぐらい、もう迫ってきました。今回も予算が付いているんですけども、万博推進課だけで三つの事業、万博推進課、産業創生・大学連携課で三つ出ております。どれがどの担当なのか教えていただいて、そして子どもたちの万博入場チケット支援事業がありますけれども、今、学校として万博へ行きますと、遠足なり何なりで行くのが最終段階でどれぐらいになっているんでしょうか。

渡部万博推進課長

ただいま達田委員より、当初予算における万博の予算について御質問を頂きました。

産業創生・大学連携課で計上している事業につきましては、関西パビリオンの多目的エリアで行う催事企画の一部、10月8日から10日までの3日間に行う本県の県内の産業技術を発信するイベントが該当しておるものでございます。

県内の子供たちが学校の教育旅行で行く場合の件について御質問を頂いておりますが、現在、6月にまとめた万博への参加意向調査以降、万博への入場を希望し、また、まだ前向きに検討しているところも含めまして、入場予約のためのIDを発行いたしました学校数は、303校のうち96校、全体の約32%となっております。3分の1が予定しているような現状となっております。

達田委員

どういう学校なのか、小中高とかの内訳はどんなでしょうか。小学校が何校、中学校が何校、特別支援学校が何校というのは分かりますか。

渡部万博推進課長

学校の内訳について御質問を頂いております。

現在、全96校の内訳で小学校が39校、中学校が34校、高等学校が20校、あとは中等教育学校や特別支援学校、高等専門学校が1校ずつで申請いただいております。

達田委員

万博は、近づくにしたがって機運が下火になっていっているといった報道もあるんですけども、一番皆さんが心配されているのはメタンガスの発生で、爆発事故が起こったということで危ないんじゃないかということなんです。メタンガスが3月に爆発したところ

については、対応がちゃんとできておりますと言うんですけれども、肝腎のパビリオンとかそういうのが展示される場所、第2区がちゃんと整備できていないという、まだまだ発生していますと言われております。

それで学校から子供たちを連れて行くときに、そういう爆発事故なんかがあったらとんでもないことになりますので、どういうふうな安全対策を周知してくださいとお知らせしているのか、その点、安全対策についてお尋ねしたいと思います。

渡部万博推進課長

達田委員より、学校への安全対策の情報提供について御質問を頂きました。

学校への説明につきましては、国と博覧会協会が学校向けに昨年7月、8月と12月の2回にわたる説明会を開催いたしました。

あわせて、県におきましても9月に学校等への説明会を開催させていただきまして、各種安全対策の取組状況を説明させていただきました。

御心配いただいているとおり、心配されておりましたメタンガス対策につきましても、博覧会協会におきましては再発防止策を徹底しまして、会期中の安全性を高めるため対策を講じられているものと考えております。

達田委員

いつも申し上げているんですけれども、私は万博そのものに反対ではないんです。非常に崇高な精神で行われる取組だと思います。

しかし、今回の場合、夢洲で行われて、ここの危険性が非常に高いということで、子供を動員していくのはとんでもないと、いけないということを言わせていただいているわけなんです。ですから、行くという方に行くなということを言うつもりもありませんが、安全対策をきちんとしていただきたいということなんです。

学校の遠足は、大体1年前に下見をして、先生がこういう動線で動いて子供をここで休憩させてここにトイレがありますとか、お土産を買えるところもここにあるとか、そういう動線をちゃんと調べた上で綿密に計画を立てる。そして、もし子供が急病になったときにどうするんだとか細かいところまで計画を立てて、1年前にここに行きましようということを決めるらしいんですけれども、残念ながら万博会場はそういう綿密な下見ができるような状況ではなかったということで、本来だったら、もしかしたらみんなの学校がそろって行ったようなことになるかも分からないんですけれども、なかなか、大阪の地元でも行かないところが多くあるということなんです。

本当にきちんと安全対策をしていただきたいのと、もう一つ心配されているのが、子供がお弁当を食べるときとかに休憩する所がちゃんと確保できるんだろうか、それから、森の中でないので、直射日光が当たって熱中症になるのではないかという心配も非常に大きいということなんです、熱中症対策はどうされているのでしょうか。

渡部万博推進課長

まず、御意見いただいた学校の下見の件なんですけれども、確かに特に小学校などでは1年前から下見をして入念に動線などを確保するところがあるかと思います。今回、1

年前の下見の確保には至らなかったのですが、4月に学校に対する下見の機会が予定されておりますことを御報告させていただきたいと思います。

それから、安全対策の中で熱中症対策についてなんですけれども、リスク緩和のために国の環境省が示す、夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインも踏まえまして、協会におきましては、来場前からのホームページ等による情報提供、来場者への場内放送、それからサイネージ等を活用した情報提供啓発を行う予定にしております。

また、情報提供だけではなく、会場内の各所でテントやリングの下の日影ができるようシェードの取付けなどを行いますとともに、ミストなどで気温、温度を下げる効果を考えております。

あと、水分補給として各所への自動販売機とかマイボトル給水機の設置なども考えられておりまして、あらゆる対策を立て、できるだけ熱中症の患者が発生しないような対策も考えられているところでございます。

達田委員

バスで行く場合、バスを降りて展示場へ行くまでに、小さな低学年の子供ですと20分から30分も歩かないといけないのではないかとされているんです。涼しいうちはそれでもいいかも分かりませんが、今の温暖化の中で5月になったらものすごく暑い、4月末から5月にもものすごく暑い、10月でもまだまだ暑いという状況ですので、本当に熱中症の対策は大事にしないといけないと思うのですが、水分をちゃんと持って行ってくださいと言っても、小さい子供がペットボトル2本も背負っていくのは本当に大変なんです。

ところが、どこで買物をしていいのかよく分からないと、買物をするにも不便ということが言われております。細かいところになりますけれども、子供の安全が十分に守れるように配慮していただきたいと思いますので、学校に周知徹底していただくように。

それと、子供を連れていくだけじゃなくて、大人の方、学生の方がイベントにたくさん行かれますよね。そういう方たちの安全対策はどうなっているんでしょうか。

渡部万博推進課長

達田委員より、お子さん以外での学生や一般で来場される方への安全対策についての情報提供でございます。

博覧会協会においては、安全対策について、常にホームページ、プレスリリースなどで対策が講じられた際には公表されておりますので、県としましても、そういったところをしっかりと情報提供させていただいて、子供たちをはじめ県民の皆様が安心して来場できるようにサポートしてまいりたいと考えております。

達田委員

広い万博会場でお医者さんがいる救護施設は3か所だけしかないらしいんですよ。もし熱中症になった場合って、あっちでもこっちでもなるおそれがございますので、集団発生したら大変です。大人も子供も熱中症に十分気を付けていただくということで、周知を徹底していただきたいと思います。

それから、大阪府の場合は行かない学校もぼつぼつ出てきたということで、全員入れる

ようにチケットの予算を組んでいるわけなんですけれども、徳島も学校の全員の分の予算を組んでいるわけでしょうか。

渡部万博推進課長

達田委員より、大阪府のように、子供たち全員への入場料の支援というお話がございました。

本県におきましては、学校の教育旅行における万博来場について、教育的意義を考えて支援を計画させていただいておるところです。

一般の方が御家庭等で行かれる場合も同じように効果があるとは存じますが、まずは学校での集団行動においての教育的効果に重きを置いて予算を計上させていただいております。

また、県の支援ではございませんが、先日、東京海上日動火災保険株式会社から、全国の子供たちへの万博入場の支援ということで、本県にも入場チケットを1,000枚寄附いただくことになりまして、先日報道済みではございますけれども、県におきましては、県内の大学、大学に相当する高専の学生さんたちに配分させていただいて、入場の機会を確保提供してまいりたいと考えております。

達田委員

学校では行かないと決めたところでも、御家族の方と一緒にいきたいというところにはその子供さんのチケットはお渡しするとお聞きしたんですが、徳島の場合はどうですか。

学校から行く場合はチケット代を出してくれるんですね。だけど、学校からは行きませんという場合、家族では行きたいというお家があるかもしれないじゃないですか。家族で行く場合に、子供の入場券は支援してくれるのかということなんです。

渡部万博推進課長

学校で希望されないところについては、今回は支援の対象としておらず、学校で希望されるところについて支援を予定しております。

達田委員

ということは、この万博入場チケット支援事業は、学校で行くところだけに支援しますということと受け止めていいんですね。学校で行かないところはしませんということですよ。

学校で行くところにつきましても、徳島からバスに乗って行くわけなんですけれども、バス代は自前ですよ。

渡部万博推進課長

達田委員より、バス代の支援についてお話を頂きました。

今回の入場料支援を検討するに当たりまして、昨年度に教育委員会を通じて県内の学校に調査した結果、バス代があれば万博に行くと言えられたところは、そう多くはなかったところもありまして、現在の万博入場の支援のみの形を取らせていただいております。

達田委員

できるだけ、行きたいという方が安く行けるように、そして安全に行けるように、是非配慮をお願いしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

先ほど、皆さんからお尋ねがありましたホールの件なんですけれども、私も今回、減額が出てきたということで早過ぎるのではないかという思いがするのです。

今回、基本協定案を頂いておりますけれども、議決事項というので、本協定に定める事項のうち、各議会の議決が必要な事項については適切に準備を行い、議決を得た上で事業を推進すると書いているのです。

これをそのまま文字どおり読んでみますと、各議会での議決が得られてから予算を動かすということではないかと思うのですけれども、先ほど仁木委員もおっしゃいましたように、早くから減額するというので、私は非常におかしいと思うのですが、もう一回、その点について明確な説明をお願いできたらと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

達田委員より、継続費の減額補正に関する御質問を頂いております。

この度の継続費につきましては、旧文化センター跡地周辺での従来の新ホール整備の計画におけるものでございます。内容としては、複数年度にわたる新ホールの工事費ですとか、それに伴う工事監理費等約198億円を継続費として設定しているものであります。現在、この継続費に基づく中身の予算計上はない状況です。この継続費を、令和6年度一般会計補正予算の2月補正で減額させていただきたいと考えているところです。

この度、このタイミングでの補正になった点につきましては、さきの9月定例会において、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備の関連予算をお認めいただいていること。また、11月議会で早期整備プランの素案をお示しした後に、議会での御議論やパブリックコメントの結果を踏まえて、今定例会の事前委員会で最終的な案を御報告したこと。あと、本日御説明しましたが、これらを踏まえまして、令和7年度第1号補正として、藍場浜公園西エリアにおける新ホール整備の設計費等を計上させていただいている状況を踏まえ、旧文化センター跡地におきます工事費の継続費を、令和6年度の一般会計補正予算2月補正で減額させていただきたいと考えているものでございます。

達田委員

先ほどの御答弁で、なぜ令和6年度というのがよく分からなかったのですけれども、やっぱり分かりませんね。なぜ、ここで減額しているのかが明確ではないのです。ですから、こういう筋道だったということでやっているのであれば納得もできますけれども、全然納得できない減額措置だと思うのです。

今回、この基本協定案に書かれている内容でお尋ねしたいのですけれども、先ほどもお話がございました複合的な施設ということで、施設の集約化と書いてあるのです。旧徳島市立文化センター、それから旧徳島市中央公民館及び旧徳島県青少年センターの一部機能を集約すると書かれているのですが、それぞれの施設のどういう施設を集約するのでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

達田委員より、機能集約に関する御質問を頂いております。

それぞれの施設のどういうものを集約するかにつきまして、まず旧文化センターにつきましては、施設そのものが無くなっております。正に、ホール機能を新ホールが受け継ぐという意味合いがございます。

あと、中央公民館と徳島市社会福祉センター等につきましても、もう建物がございません。ただ、本来ここが果たしていた役割についての機能移転及び事務局的な移転等は既に完了しているところでございます。我々が対象としておりますのは、主に市民の方が日常的な活動で使われていた貸出し用の諸室と考えております。

また、従前、県の青少年センターも場所がありましたが、解体を終え、アミコビルの中に機能移転したものでございます。ただ、青少年センターにおきましても、元々の城内にあった全てがアミコに行ったわけではございません。ここも受皿として、市民県民の方が活動に使っていたお部屋、元々あった県青少年センターの中には小さな舞台のある講堂のようなものもあれば、会議室や練習室等もございました。そのあたりを新ホールで受け継ぎたいと考えているところでございます。

達田委員

ということは、ホールはそのまま受け継ぐんだけれども、あと、会議室は移転したけれども、まだできていないところはここに造りますと受け止めていいんですね。

ホールはあるんだけれども、本会議でも指摘させていただきましたように、県民の皆様から、30年も議論してきて造るのだったら良いホールを造ってほしいという御意見がまだまだあるわけなんです。こういう御意見は決して少なくないわけなんです。

ですから、小ホールも造ってと言っていたのにできないのだなという、ものすごくがっかりした、落胆したというお声もお聞きいたします。

そういう中で、芸術文化ホールとして一流のホールを造ってもらいたいという、県民の皆様のお声にお応えできるようなホールにしようという気があるのか、それとも安かったらいいということなのか、その辺をちゃんとお尋ねしておきたいと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

達田委員より、新ホール整備に対する県の考え方についてお尋ねいただいております。

委員のお話にもありましたが、新ホール整備におきましてコストという点は非常に重要な部分でございます。

近年、資材の高騰や労務単価の上昇もございます。ですので、時間を掛けるとなると高くなることも十分認識しながら、ただしコスト意識はしっかり持っておきたいところです。ホールとしてしっかり良い物を造るという部分はぶれずにいきたいと考えております。

今、早期整備プランの中でお示ししております、要求水準まで落ちない大きな考え方としての部分でございますが、例えば大ホールの舞台機能や規模をとりましても、さきの本会議でも知事の答弁にありましたが、舞台のメインの奥行は、あわぎんホールの1.5倍の18m、これは他県の大規模ホールと比べましてもサイズの引けを取らない内容でござい

ます。奥行以外の幅についても、もちろんあわぎんホールとは比べ物にならない規模です。

上を見ればきりが無いという部分もございますが、他県の県立ホール、メインの施設と比べても決して遜色ない機能、また大ホール規模であるところです。

加えまして、今回の予算の中にもありますが、設計に伴走していただくコンサルティング業者に、設計業務の支援等もやっていただきたいと考えております。

これで機能とコストのバランスを適切にしながら、我々の理想とする機能的で非常に質の高いホールをコストの中でどこまで持っていけるかという部分は、このあたりの業務にも懸かってきているところです。

また、従来の計画時から、特に我々文化のセクションの者は、県内の文化団体をはじめ期待していただいている声や落胆の声ですとか、その時々でいろんな声を頂いております。ただ、その根底には期待があると思いますので、できて良かったと思ってもらえるホール、機能面はしっかり充実させる、県民の方に誇りに感じていただける施設になるように取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

大ホールが立派なホールになるのは当たり前なんです。してほしいと言っているのだから。

文化センターのホールも良いホールでしたよね。そういうもっとグレードアップした良いホールを造ってほしい、音響の良いホールを造ってほしい、使い勝手も良くしてほしいという、いろんな要望が出ていましたよね。それを集約して大ホールを造るのは当たり前なんです。

しかし、文化関係の方、音楽関係の方からは、音響の良い、小ホールを併設したホールにしてほしいという御要望も出ていまして、そのことも兼ねて、県民の方と合意ができていたわけです。

そして、旧文化センター跡地に造るホールは大ホールも小ホールもある、そういう施設にしようという合意ができて計画が立てられていたということなんですけれども、今回は小ホールは削られてしまうと。このことについて、本当に申し訳ないと、代わりにあわぎんホールとか言うのですけど、あわぎんホールは809席ですから、小ホールとは言えないのです。ですから、あれを区切るとか、また新しく中に小ホールを整備するとかしないと、音響の良い小ホールにはならないのですよね。リハーサルに使えるといっても、それは立ち位置とかを確認できるだけであって、本当の音響がどういうふうに響いていくかまでは確認できないのです。ですから、多くの芸術文化に親しみたいという願いを反故に（ほご）してしまったというのは、すごく責任が重いと思うのです。

それを代わりにどうやってしますという代案があるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

伊澤文化プロジェクト室長

新ホール整備に関する考えということでお尋ねいただきました。

委員からは、大ホールは良くて当たり前だというお話もございましたが、我々担当を含め、ここ数年間、全国のホール、県立ホール、市立ホールをはじめ大ホール、小ホールを

回ってまいりました。その中で、当たり前前にできているはずの優れた大ホールができていないようなことを多々見てまいりました。我々、自分たちの計画にそれらマイナスの部分はしっかり反映させて、本当に良いものにしていきたいと考えているところでございます。

また、隣接するあわぎんホールの活用につきまして、今、あわぎんホールは築50年以上たっておりますが、長寿命化として一旦65年を見据えた際には、後十数年という形になります。新ホールが開館した後、数年間は併用できるわけですが、あわぎんホールについても適切な維持管理でできるだけ使っていく、そして新ホールと併用して使える数年間、ここでしっかりとニーズ変化や実際の利用状況を踏まえた上で、施設の在り方を改めて議論すべきではないかと考えているところです。もちろん数年間の併用とはいえ、今後を見据えて新ホールの関連性の在り方、隣接するあわぎんホールとの連携の在り方、効率的なものはどういう形かというものも、大ホール側の設計の中で具体化してまいりたいと考えております。一旦どこかで手を止めるというのではなくて、他県事例もしっかりと踏まえて使いやすい施設にすべきと、担当職員全員が思っているところでございます。

達田委員

私も芸術文化に詳しい人間ではございませんけれども、良いホールかどうか、音響が良いかどうかというのは分かるのです。本当に響きが全然違いますし、耳に心地よい音のシャワーのような感じに聞こえるのです。そういうところを、大きいホールであっても、小さいホールであっても造ってもらいたい。30年も議論してきて、それを造ってもらいたいというのがみんなの合意になっていたのに、できないというのは本当に残念なことだし、県民の願いをどう思っているのだろうと。

今回の減額を見ましたら、元に戻れないと、ここで突き進んでいくんだということで、県民の思いを踏みにじっているような、そういう冷たい県政なんだなというのが表れていると思うんです。この予算の在り方に。だから、時間を置いてするとか、ちゃんと議決があってからするとか、方法はあったと思うのですけれども、それが先へ先へと進んでいった後戻りできないような状況に突き進んでいっていると言わざるを得ませんので、これは指摘させていただきたいと思います。

それと、役割に係る基本の方針ということで、県は外構、駐車場等を含む新ホールの設計及び整備並びにうんぬんと言っていますけれども、駐車場のことを言われていますでしょう。元ある駐車場が無くなってしまうのに、どうやって駐車場等を含む新ホールの設計をやっていくのでしょうか。どこに造るのでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

達田委員より、新ホール整備の駐車場についてお尋ねいただいております。

藍場浜公園西エリアにおけます新ホール整備については、自家用車の来場はもちろん多くなってくると思いますが、その他のアクセスについても、効率的な手法をしっかり施設として確立したいと考えております。

駐車場につきましては、特にお声を頂いております。文化関係の方とお話をしても、駐車場のお話が必ず出てくるところでございます。

そもそも、藍場浜公園の地下駐車場100台分を解体する今の早期整備プランの中では、

効率を考えて、全て解体ありきではなく、設計提案を求めているという感じにしておりますが、100台残るわけではありませんで、必ず台数は減っていく状況です。

ただ、他県のどのホールを見ましても、例えば500台、1,000台の駐車場を備えているかといいますと、まずそういう例を見ることがありません。

例えば、隣接する形で1,000台規模の立体駐車場を備えたホールを訪ねたこともございますが、特に公演終了時には大混乱で、駐車場から出るまで、ひどいときですと2時間近く掛かるというお声も聞きます。

ですので、駐車場については、既存の民間施設、公営施設を十分に使うこと、情報提供もしっかり考えること、ただそれだけではなくて、今後、早期整備プランが取りまとまった以降も駐車場対策は検討を深めていきたい。どこかでアイデア出しですとか、検討を止めるというのではなくて、これは引き続き考えていきたいポイントとして認識しております。

達田委員

徳島県はJRもバスも便数が少ないのです。ですから、何か催しがあるときに自家用車で行きますという方がアンケートでも一番多かったです。ですから、駐車場はものすごく大事な施設です。なかなか駐車場から出られないとか、いろいろあるのですけれども、そこを工夫してスムーズに出入りできるような設計にしなければいけないと思うのです。だけれども、私が実際考えているのは、元の所に造ってもらうのが一番良かったのではないかと思います。ですから、県民の願いをこれ以上、踏みにじらないようにしていただきたいと思うのです。

最後に一つだけ、資料1-1で、これまでの考えや理念を引き継ぐ形で新たな協定を締結すると書いていますけれども、これまでの考えや理念というのは一体何なのかをお尋ねして終わります。

伊澤文化プロジェクト室長

達田委員より、これまでの考えや理念ということでお尋ねいただきました。

定義付けが曖昧な部分はございますが、考えというのは具体的な個別の事項であって、理念というのは、もう少し大きい方向性を意味すると我々は認識しております。それを踏まえましたら、例えば県市協調で整備するというのは理念に当たるのではないかと。

また、県立施設として県が主管するですとか、あと、従前施設を機能集約するというのは考えに当たるという部分で、元々の県市協定に書かれておりましたこれらの項目、県市協調で整備するに当たって引き継ぐべき事項につきましては、しっかり引き継ぐ形で新たな協定にしていきたいと思いますと考えております。

井村委員長

長時間になりますので、小休したいと思います。（14時44分）

井村委員長

再開いたします。（14時51分）

質疑を続けます。

川真田委員

私からも、ホールについて何点か質問させていただきます。

午前中から、種々質問がありまして、大分かぶるところがございますが、確認もさせていただきながらの質問をお許しください。極力端的に質問してまいります。

まず、この基本協定案の内容の確認、すり合わせについては、徳島市の事務レベル、また理事者レベル、市長、首長レベルにおおむね内諾を得ているということですのでよろしいのでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

川真田委員より、本日お示ししました案についてのお尋ねいただきました。

この新たな県市協定の案や整理の案につきましては、徳島市と内容について確認をしております。

どこまでかという部分でございますが、幹部職員まで目を通していただいたものと認識しております。

川真田委員

次に、解除権の行使についてでございますが、資料にはまだ、徳島市が解除権を行使する場合にはという書き方をしておりますが、しっかりとした打合記録も頂いている中で、協定改定のときには土地を返してもらいたいとの意向表明と捉えていただきたいという市の文言がございますので、恐らく解除権を行使されるという認識でよろしいでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

川真田委員より、土地の契約に関する御質問でございます。

今、委員のお話もありましたとおり、市と協議の中で、市の意向は頂いております。それを踏まえた県の考えとして、市の解除権行使がある場合には、県として土地を返したいという考えでいるところです。

徳島市側としましては、市議会の意向を尊重した上で、県に対して、先ほどの内容で申入れがあったような形でございますので、現時点で解除権が行使されたという認識ではございませんが、市の考えとしては、このとおりなのかと思っております。

川真田委員

次に賠償に関することなんですが、県市間の債権債務関係を規定していないことを確認した上では、第三者の可能性はもちろんあるという御答弁でしたが、たればになります。が、市からは恐らくないだろうという認識でよろしいでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

今回の件に絡みます賠償等についての御質問でございます。

案の中に書いております内容については、県市基本協定の中には、お互いの権利義務や

損害賠償請求など、債権債務関係を定める規定や記載は無いところでございまして、この点、改めて県市で確認したところでございます。

一般論になりますが、今ありました、民法の規定に基づく損害賠償請求の行使といいますのは、この場合、県側から何らかの一定の定義付けであるとか、ブレーキを踏むというようなことができない他者の権利になってまいりますので、この点に関して可能性は否定できるものではないと考えております。

ただ、市との間におきましては、先ほどの県市協定におきます関連の規定のないこと、また、9月の段階で知事と市長が取組方針に合意していること、あとワーキンググループの中でも、協定や財産契約の一体的な整理を目指していこうという点を確認しておりますので、協議を進める中で、今の段階まで至ったという現状で、もちろん損害賠償請求はございません。

川真田委員

確認ばかりで申し訳ございません。

もう1点、先ほど扶川委員の質問にもございましたが、県及び市それぞれの役割、また費用の負担、この想定される市の役割や費用負担というのをもう一度教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

協定の案の中にある負担に関する御質問でございます。

県は新ホールの設計施工を担っていくという部分で、明確な経費負担があるのかなと。この度の令和7年度予算の第1号補正もこれに係るものでございます。

市につきましては、今回、役割として県と連携して県市協調で新ホール整備を進めていくという中身になっております。一見、具体的な業務等がないように見えますが、今後新ホール整備を進めるに当たりまして、市とは共に行う作業がどうしても出てまいります。例えば、お互いの中心市街地に係る計画をどうするであるとか、そういう計画の変更が生じた場合、それを国と相談したり、あと財源確保に向けて共に国の出先機関に出向くということもございます。

また、従来計画でもありましたが、周辺住民の方への説明会等で、市の方に協力していただくこともございました。もろもろ、例えその規模が小さいものであっても、コストは生じてくるものと認識しておりますので、この案の中で、この形で記載させていただきました。

川真田委員

次々と確認となってしまいますが、資料1-1の3項にある、この未完了となっております事業の取扱いというのは、この資料1-3の3項の（4）に書かれているところという認識でよろしいでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

川真田委員より、案の内容についてお尋ねいただきました。

この未完の部分といいますのは、この現協定の整理の案の中におきます3の（4）に当

たります。

この中に、現協定に基づく役割を担ってきた中で、最終的に終了していないものというような形で整理させていただいております。

川真田委員

では、この文章にある地下構造物は、俗に言う埋蔵文化財調査と考えていいのかどうかと、例えばここの自由通路の確保、街路樹管理事務所の撤去、地下構造物及び水道管の撤去及び下水道管等の移設等、それぞれ現協定においては全てが市が担う分であったのか、それともその中には県が担う分があるのか、ここの区別を教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

未完の内容に関してお尋ねいただきました。

まず、地下構造物は何かという点でございます。これは埋蔵文化財ではなくて、従前敷地内にありました建物の地下構造に当たります。例えば、現在青少年センター等の解体跡には地下構造物が残っておりまして、県においてフェンスの設置等で安全管理しておりますが、一見更地に見えます旧文化センター跡地におきましても、地下には旧文化センターの地下構造物が残っております。元々、敷地は川が流れていた場所になりますので、一旦造った地下構造物を安易に全て撤去しますと地盤が弱くなったりしますので、今後活用する中で、残して生かせるもの、地盤強化につながるものは残していくという考えの下、今一旦全て残しております。

あと、市がやるべきことが残っているのか、県がやるべきことかという部分については、例えば通路の確保につきましては、新ホール整備に併せて、新ホールの中を通れるような通路を県側で確保する考えでございました。

また、下水管等移設後の撤去につきましても、新ホールの本体工事に併せて撤去するという考えでございました。

インフラ移設につきましては、現在も継続しておりますが、これは市で実施しております。実際の主体としては、県市が入り交じったような形になっております。

川真田委員

ということは、ここに書かれているのは、全て県が担うはずだった整備と考えてよろしいでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

（４）の中にあります項目に関してですが、例えば下水道等の移設や跨線橋等の整備等は市が行うという規定になっておりました。現在も、インフラの移設、下水の移設に関しては、現地におきまして、市の事業として継続しております。

川真田委員

そうしますと、何を伝えたいかということ、まず１点目が、例えば地下構造物とか下水道管の撤去が未完了ということは、途中までやっていてストップしているということである

ならば、この工事費は、今どこにどう表現されているのか。

また、未完の分の工事費というのはどこに表現されているのか、教えていただけませんかでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

この未完の部分、地下構造物等については未完であります。全撤去する途中で止まっているというのではなくて、例えばここに新ホールを実際に建設する際には、地盤の強化のために使えるものは使いながら、不要な部分は撤去していくと。本体の着工後、建物の工事に併せてそういう判断をして進めていくという中身でございました。

今、旧文化センター跡地におきます整備は実質止まっている状況でございますので、地下構造物にも手を付けた状況ではないところでございます。

川真田委員

すいません、少し変えます。さっきの埋蔵物の調査は途中で止まっていると聞いております。その予算というのは、今どこに付いていらっしゃるのでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

埋蔵文化財調査の予算についての御質問でございます。

埋蔵文化財調査につきましては、当初、令和5年度に実施する予定であった徳島橋跡エリアの調査が残っているところでございます。

この部分の予算につきましては、令和5年度末の補正予算で減額しております。

川真田委員

よく分かりました。

そうしたら、今後別途、県及び市の間で協議して定めるというこの内容は、この整備工事を続けていくか続けていかないかという協議なのか、市がすべきこの整備工事も担いますというのか、どういう協議をしていく予定でございますか。

伊澤文化プロジェクト室長

川真田委員より、この（４）にあります協議の中身に関してお尋ねいただきました。

この協議につきましては、旧文化センター跡地におきまして、現在、車両基地の移転の検討等も行われております。何らかの用途に敷地を使う場合、地下構造物でありますとか、通路の確保等、全て関連してくる状況であります。ですので、今の状況を県と市、どちらが負担して進めるかという、それもあるんですけど、大きくは今後の現地の活用の検討状況、あの土地がどうなっていくのかということも含めて、県と市で協議していくと考えております。

川真田委員

よく分かりました。

新しい県立ホールという大きい課題に付随する、こういう今後の協議が次年度に予算化

された場合に、どの委員会でこれが説明されるのか。例えば仮定の話をする、鉄道高架という意味合いであるならば、県土整備部にいってしまうのかとか、そういうところがあると思うんですけど、そこら辺、しっかり明確にするべきところかなと。

私も、去年今年とずっとこのホールを担う委員会に所属しておりますので、今後もずっと気に掛けていきたいと思っております。そういうところが気になったので、是非また、そこら辺どういう判断をされるのか、まだ先でしょうけど、お願い申し上げたいと思います。

あと、先ほど来、市の負担、市の役割というところが、達田委員の話になりますけど、そういうときこそ、この駐車場、アミコビルであったり、また徳島の市バスとか、こういうのに市が関与しておりますので、そういう中でストレスのないホールへの動線を市にも考えていただくことが必要なんじゃないかと思ひますし、時期尚早かもしれませんが、返還する土地の購入の意思も示してもいいんじゃないかなという思ひを伝えまして、私からのホールへ対する質問を終わります。

次に、これも確認です。郷土文化会館のネーミング・ライツでございますが、これは、あわぎんホールという愛着、定着のある愛称でございますが、ほかに応募企業はあったんでしょうか。

春木文化振興課長

今回、報告いたしました郷土文化会館のネーミング・ライツの件でございますが、令和6年12月26日から令和7年1月28日までの期間を募集期間として募集いたしましたところ、1者の応募のみとなって、今回の応募結果に至っております。

川真田委員

これは、前回の5年間で年間金額1,000万円の契約と変わらないでしょうか。

春木文化振興課長

前回と同じかどうかですが、前回も5年間、金額も今回と同じという結果でございます。

川真田委員

このネーミング・ライツについては終わります。

次に、部長から説明があったベルトラッキの件に関してお聞かせ願ひたいと思ひます。まずは、いつまでという目安はありますでしょうか。

石炉文化の森振興センター副所長

ただいま川真田委員から、ベルトラッキの真贋の調査の期限について、いつまでという御質問があったところです。

現在、多方面から、報告したとおり調査を進めているところでして、非常に難しい案件で、科学調査も含め非常に難しい調査でもありますので、現時点でいつまでということは御報告が難しい状況でございます。

川真田委員

専門家でございませんで、非常に難しいんだと思います。

そんな中で、この度の補正予算で文化の森振興センターの近代美術館運営費のみが400万円ぐらい増額補正されております。

これは、そこの調査が影響しているものなのか、それとも今年度はガレ展とかいろいろ大きい展示会がございましたので、そういう中の増額補正になったという感覚でよろしいんでしょうか。

石炉文化の森振興センター副所長

ただいま、近代美術館の補正予算についての御質問を頂きました。

こちらにつきましては、今回の調査に関する費用も一部含んでおりますが、それ以外にも、今年度購入した新しい版画等の額装等に掛かる費用なども含まれております。

川真田委員

その調査に多額のお金が掛かるのかどうか、この増額補正というところで、大体のニュアンスを確認させていただいた次第でございます。

あと最後、令和7年度のとくしままるごとにぎわい創出事業についてお聞きしたいと思います。

私の認識としましては、令和6年度のにぎわい創出JUMP UP事業と、9月補正のとくしままるごとエンタメ化事業が合わさったものだと思っておりますが、そんな中でも新規事業となっておりますし、令和6年度との違いを教えてくださいたいと思います。

漆原交流創造室長

ただいま川真田委員から、新年度のとくしままるごとにぎわい創出事業について御質問がございました。

新年度で計上させていただいているものは、令和6年度に実施いたしました小中規模へのイベント支援と、大規模へのイベント支援ということで、内容としては同じでございます。

川真田委員

では、令和6年度のこの予算執行の状況について教えてください。

小規模のほうで4,000万円、エンタメ化のほうで6,000万円、全額執行されたのかどうか、雰囲気をお願いします。

漆原交流創造室長

令和6年度の事業の執行状況でございますけれども、小規模の4,000万円の事業につきましては、昨年7月から8月にかけて募集をいたしましたところ、21件の申請がございまして、うち14件を採択したところでございます。金額にいたしますと3,996万円でございます。

また、大規模への支援、とくしままるごとエンタメ化事業につきましては、11月から

12月にかけて募集しましたところ、2件の申請がございまして、うち1件について採択したところとございまして、金額が3,000万円ということで、残り3,000万円につきましては、令和7年度に繰り越しまして、今回当予算で計上させていただいております1億3,000万円と合わせて1億6,000万円の支援を考えているところとございます。

川真田委員

最後の質問になります。

小規模の、県内外から300人以上の参加が見込めるイベントというところで、令和7年4月から令和8年3月までというイベント実施期間であるのですが、県庁のホームページを見ると、募集期間が2月14日から3月14日までとになっております。募集期間を2回に分けるとかにしないと、夏ぐらいのイベントだったら、この募集期間で皆さん計画することができると思いますが、冬とか年明けとかのイベントは、まだまだ欲しいというか、できていない状況でのこの募集期間というのが、余り寄り添えてないかと思しますので、意見を残させていただきたいと思います。

御答弁は、どちらからでも結構でございます。

漆原交流創造室長

ただいま川真田委員より、小規模イベントへの募集期間についての御提案がございました。

委員がおっしゃるとおり、先月から来月の14日まで募集しているところとございますけれども、今後、イベントの申請状況等、あと開催時期等を考慮しまして、状況によりましては、また募集することも検討してまいりたいと考えております。

川真田委員

是非とも、できるだけ早く予算を執行したいという思いに駆られず、バランスよく県下全域、またオールシーズンを通じたにぎわいを作っていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。質問を終わります。

岡田（理）委員

午前中からずっとホールの話をしていたのですがけれども、昨年9月の代表質問で、その前に知事と市長との話が進んでいるので、藍場浜でホールをしたいと。それで私は地元が鳴門なので、鳴門の皆さんに聞いたら、今ある徳島市の文化会館の跡よりも、郷土文化会館の横、しかも郷土文化会館の手前という言い方、駅に近いと言うと、鳴門の皆さんは興味があり、そのほうが近くていいという話で、早期に藍場浜公園西エリアでホールを建てるようにという質問を9月の代表質問でさせていただいたのですが、あれから半年間、県は粛々と準備をしました。

今回上がっている新しい協定書なんですけど、先ほどの説明によりますと、徳島市のほうも皆さんに見ていただいて御理解いただいているという進捗状況のようなんですけど、実際これで協定を結べる、進めていくという県の覚悟で大丈夫なのですか。

伊澤文化プロジェクト室長

岡田委員より、この県市協定の扱いの案に関してお尋ねいただいております。

本日、御説明をしました案につきましては、県はもちろんですが、市の理事者側も確認した内容になっております。

市の理事者におきましては、また市議会への御説明等あるとは思いますが、県としましては、この手法で新たな県市協定を締結して従来の協定を終了させ、藍場浜公園西エリアでの新ホール整備を進めてまいりたいと考えております。

岡田（理）委員

藍場浜公園西エリアでのホールの実現に向けて、先ほど来の議論の中にも、物価高騰になるので、遅くなればなるほど費用が掛かるというお話もありました。あと、私が質問した時には、徳島市に対して基金を積んでいくということで、その基金を使って、お話の中にもありましたけど、徳島駅周辺の徳島市が担うべき開発は、それを活用していただけるんじゃないかという議論を進めてきた経緯があったと思うのです。

ただ、おっしゃるように、いろんな議会の御承認とか御理解とか、なかなか説明の食い違い等々もあったかと思われまして、また住民の皆様方に御理解いただくこと、そのワンステップを飛ばしてしまったのかというようなところもあって、丁寧な説明をしていただきたい。

そして、徳島市も、県都徳島市のあるべき姿を県にきちんと示してもらって、ホールがそこに行くことによってどういう相乗効果があるのか、きちんと説明できる体制を作ってもらわないと、場所が変わりましただけじゃなくて、場所が変わったことによる相乗効果があるという部分が、多分ものすごく大事だと思います。

そして、そのホールの中身についていろいろ言われていますけれども、音響効果であったりという部分もありますが、使う方、出演者が気持ちよく使える舞台というのも大事だと思いますし、また搬出する業者さんたちが出入りできないと使ってくれないと思います。

先週末に、アスティとくしまでも大きなコンサートがあったのですが、いろんな皆さんが使い分けをして使ってもらえるような部分で、新しいものを造って行って、徳島に今までなかったものがそこで利用できるというものを造り上げていくところにフォーカスしてもらって、県民の皆さんが、あそこだったら使い勝手が良いという結論になっていくような丁寧な説明をお願いします。

それと、住まれている皆さんへの御理解と、こうなったらこうなって良くなりますとお示しすることを、今までもしていただいていたのは分かるのですが、今以上に丁寧に説明していただいて、そして早期着工に向けた手続を是非取ってもらいたいと思うのですが、いかがですか。

伊澤文化プロジェクト室長

岡田委員より、藍場浜公園西エリアにおけます新ホール整備の進め方に関してお尋ねいただきました。

この度、藍場浜公園西エリアを建設地として新ホール整備を進めていくことにつきましては、委員のお話にもありました、駅からのアクセスであるとか、中心市街地により近い

という部分、また周囲を公園に囲まれ川が横に流れているという立地条件もございます。これらを生かした新ホールにすべきと考えておりまして、早期整備プランの中でも、公園との親和性でありますとか、周辺との効果的な動線の確保、このあたりもより一層高める形で検討していきたいと考えているところでございます。

また、住民の方、市民県民の方に説明をということ、理解を更に深めていくべきというお話も頂きました。これにつきましても、これまでも住民説明等を行っておりますが、今後、藍場浜公園西エリアで新ホール整備を進めるという点に当たりまして、こういう機会は設けていきたいと。例えば、従来の旧文化センター跡地におきます計画においても、住民の方への節目節目の説明と、また別で、県立ホールでありますので、徳島市内で数回、また我々、県南、県西部にも模型等を持って出向いて、子供から御高齢の方までを対象にそういう説明ワークショップも開いてきました。

今回、また計画が変わったということをも十分我々も認識して、こういう取組もより深めなければいけないと考えております。

引き続き、県民の皆さんにより理解いただいて期待もしていただきながら、ホール整備を進めてまいりたいと考えております。

岡田（理）委員

是非丁寧な説明と、イメージ図が出来上がるような部分と、それと私たちは、演出のプロでもなければその舞台に立つ俳優たちでもありませんので、おっしゃるように、今からホールを建てるに当たって、それぞれのプロの発言を聞きながら、より有効性のある設計をするのは非常に理にかなったものだと思いますので、無駄のないように、少しでもスピードアップできるように、そして何よりも待ち望んでいるホールを早く造れるように全力で取り組んでいただきたいと思いますので、是非お願いしたいと思います。

昨日、高松に1万人のアリーナができたのです。しかも、高松の県議さんがSNSに上げているのは、これでやっと香川県の活性化につなげるという、まだまだスタート地点であって、そこからが始まりですと皆さん言われているのです。

徳島としたら、起爆剤となるべきものを造ろうとして進んできたものが、一転場所が変わったということがあって、私が言う前から半年、なかなか進んでない部分があって、いろんな皆さんの思いがあるのだと思います。でも、徳島はいつ来ても変わらないとずっと言われている部分もあり、全然違う大阪と東京の話ならまだ皆許せるけど、香川県に1万人のアリーナができて、しかも先ほどホテルの話もあったけど、外資系のホテルが四国に初めて入ってくるという部分があります。

四国の玄関口は徳島鳴門と思っている私としては、出遅れ感が非常にあるので、その遅れた分、もっと良いものができればいい話なので、是非それに打ち勝てるようなものを造っていただきたいと思います。徳島は時間が掛かって、みんながいろんな議論をしたからこそ、もっと良いものができたといわれるようなものを、誇れる徳島を、是非総力を上げて造ってください。お願いしたいと思います。これは要望したいと思います。

それで今回、何で私が一番最後に質問をしたかということ、ホールの話は皆さんがしてくれたらいいという話だったので、私も朝からホールの経緯を聞いていて、自分が質問した張本人なので聞かないわけにはいかないと考えたので、少し質問させてもらいました。

本来、ホールだけの議論をする場所じゃなくって、スポーツも観光も一緒になっていて、そして今回一番大きな予算が付いているのは飛行機の誘客の部分で、しかも事前委員会のときにも言ったけど、飛行機の時間が思ったよりとんでもなく早くなって、早くなったと言ったら、すぐまた45分ぐらい遅くなったのです。

何が言いたいかというと、ホールもそうなんだけど、交渉相手があるし、自分たちだけで決められるものでないし、その交渉相手が、それこそ世界のいろんなところとの交渉をしないとイケない。出しているお金は県民の税金なので、無駄遣いはしてほしくないけど、必要な経費が要るのであれば、同じ出すのであれば、勝てるだけ出したほうがいいのではと私は思います。

中途半端に損をするのであれば、きちんとした金額を出して勝ちにいくほうが絶対必要な使い方であると思いますので、事前委員会でも言ったのだけど、飛行機に関しては、神戸空港が4月中旬から国際化されて、韓国便2便増便、朝と夕方と飛びます。正に、その大韓航空のフライトにその時間を取られたんだとしか思えないような時間帯に飛び始めますので、結局はそういう近県のエリアとの競争にもなります。

香港便に関しても、機材が数便ながら増えた飛行場もあるので、その部分で勝ちにいくということを、徳島県は後発なので、後発ならば後発なりの気概が要ります。ただ、魅力は何かという部分をPRしないと来てもらえないので、それで言っているのは、ホールも一つの大きな魅力だし、今日本の若い女の子たちは、アジアツアーをしている日本のアイドルたちを追っ掛けています。

この間、いところがまた台湾に行っていたと。台湾とタイと韓国とかは、ずっと追っ掛けツアーで、普通に皆さんツアーで行っているし、そのスケジュールもみんなが移動できるようなスケジュールでアジアツアーを組んでいるのです。当然、そういう若いアイドル歌手の皆さんたちを追っ掛けて日本から来る人たちを想定に入れているので、そういうメディアの中に徳島を入れてもらえるようになるのであれば、先ほどのホールであったりアリーナであったりいろんな話も出てきますけど、そういうのを観光コンテンツの一つとして位置付けていけるような、大きな絵を描いていく必要があると思います。

その部分で勝ち組になれる、余り勝ち組という言葉は好きでないのですが、生き残っていける、そしてせっかく飛んだ徳島の国際線のフライトを守っていけるような取組を確実に続けてもらいたいと思うのですが、いかがですか。

喜羽観光政策課長

岡田委員から、応援コメントや積極的な意見を頂きました。

今回、観光に関しては、代表・一般質問の中で知事答弁、部長答弁を合わせて7回ぐらいあったのですが、この中で繰り返し答弁をさせていただいた中身なんですけど、まずコンテンツを作ることが大事だということで、自然、歴史、文化、食、ショッピングの五つの要素を踏まえて、観光コンテンツを造成していきたいという話をさせていただいております。

それと、もう一つ大事なのが情報発信ということで、旅行者に伝わる情報発信をちゃんとしていかなければいけないということを繰り返し答弁させていただいております。

この2点について、我々としても、今回の当初予算についてかなりの額を計上させてい

ただいておりますので、この予算が無駄にならないようにしっかり執行していきまして、国際社会の中で勝ち抜いていけるような取組をしていきたいと思っております。

岡田（理）委員

当然、それは徳島が勝っていけるコンテンツなので、是非ブラッシュアップしてもらいたいです。

それともう一つ、飛行場から出てこられない人たちがいて、今見ていたら、交通政策課で飛行場のリムジンバスの増便の補正予算が付いているけど、それって結局、リムジンバスでお客さんを県内のいろんな観光地に誘客するのは観光の仕事ではないのですか。そこはすみ分けるのですか。

喜羽観光政策課長

もちろん、リムジンバスを使って観光客を呼び込むというのは観光の仕事でございますので、しっかり取り組むとともに、リムジンバスの運行になると交通政策課になってくるのですけれども、そういったところとしっかり連携してきたと思っております。

交通政策課の課長とも日頃から十分連携を取っていますので、これからも続けていきたいと思っています。

岡田（理）委員

それなら、しっかり鳴門便もリムジンバスを増便してください。

それともう一つ言うと、この間、実は観光振興議員連盟で観光業界の方と意見交換会をさせてもらっていて、そこで出てきたのが、国際線が到着したときの徳島空港のリムジンバスの乗り残しです。それで増便をと言ったけれど、なかなか難しいという話で、では何をどういう案内してくれたのですかと聞いたら、1時間後に次の飛行機のバスが着くのでそれに乗ってくださいと言われたと。

もう一つは、外来線のバス停を紹介されたという話なんです。でも、週3便で1日に1便しかこない飛行機なので、そこではっきり言って、レンタカーでこられるか、団体バスでこられるか、ツアーでこられるかというのが、旅行業者さんと連携を取れば、それが個人旅行なのかどうか、ある程度把握できるのじゃないですか。そうしたら、そのバスの時間帯、特に全部の飛行機が、国内線の便と重なるような時間帯だったら、当然増便することも検討してもらったらいいいと思うし、まずはすべきだと思います。

そういう情報連携は、今は交通政策課の課長と連携してくれていると言うけど、その利用者の方とか飛行場の人とか、そういった旅行観光業界の方たちとの意見交換はされているのですか。

北川観光政策課航空戦略幹

乗客の方が団体なのか個人なのか、どちらが多いといった情報交換、連携がないのかという御質問を頂いております。

現在、航空会社や、こちらの地上業務を担っておりますハンドリング会社のほうから、そのとき、その便ごとの乗客の情報を頂きまして、どのぐらいの団体が見込まれるとか、

リムジンバスの利用者がどのくらい見込まれるかの予測を立てまして、1台では足りないという予想が立った場合は、2台対応していただいている状況です。

おっしゃるように、時々積み残しが発生している状況でございます、そのときは空港の案内所のほうで、タクシーに問い合わせを試みたりとか、次に来る路線バスやリムジンバスを御案内している状況でございます。

岡田（理）委員

時々の人でないと、文句にならないのです。うまいことスムーズにいった人は、誰も何も言わないのです。逆にいうと、言ってくれている方たちがいる限り、それに対応できる体制づくりをしないと、徳島県はいつになっても観光後発というか観光県じゃないよねと、多分一生言われてまわらと思うのです。

皆さん、結局、SNSでいろんな部分を上げてもらっているけど、良いところとかおいしかったところっていうのは余り書き込みもしていない。逆に、どういうところが困ったとか、こういうふうに言われたとかいうところに関して、すごく長文で書かれていたり、いろんな対応を受けた人たちが思いを込めて、こんなだからやめておきなよと、次に行ったときに困るっていう、ネガティブな発想につながっていくような書き込みをされています。

実際、徳島駅前がシャッター街だっていう書き込みもされているという話も聞かれていますけれども、それって、それが気になる人が書いている話であって、それを普通に思って、徳島が楽しかったと思ってくれる人は、そこに全然触れなくていい話なんです。だから、一番難しいと思うのは、どんなお接待をしようがおもてなしをしようが、その残ったたった一人、二人の方が不便に感じた、そして飛行場で1時間待つように言われたという話の積み重ねが、観光リピーターに対して注意するんだったら、徳島県はこんなところというふうに、どんどんSNSに上がっていくと思います。

まずは、その部分を対応して解消していかないと、徳島楽しかったっていう声だけを集めていくのではなくて、こんなところがしんどかったという声を是非拾ってもらって、そこを改善していける場所として注目していただくと。

今、課長が言ったように、自然もおいしいものもたくさんあるし、そちらのほうももっと大きく書きたいと思ってくれることになるので、まず、是非そのネガティブの部分を解消してくれるように対応をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

喜羽観光政策課長

岡田委員がおっしゃるとおり、リピーターをこれからどんどん獲得していくためには、観光客の満足度を高めることが大事で、そのためには、いろんな不満の声を捉えて、それを一個一個改善していくというのが大事だと思っております。

実は、旅行業協会の皆さんと、先日も一緒に会に出席させていただきまして、いろんな声が旅行業協会に届いて、その届いた声を国に上げたりしているという話をお聞きしました。いや、国だけでなく、私どもにも上げてくださというような話をさせていただいて、最終的には、宿泊業、ホテルや旅館の皆様とも連携を取るよう努力をいたしまして、何かお客さんの不満とかがあるようであれば上げてくださと、最近お願いしたところなので、

これからできるだけ早期に改善していけたらと思っているところです。

岡田（理）委員

飛行機はもう飛んでいますから、是非、早急に対応をお願いしたいと思います。

それと、先ほどの話にもあったメニューの多言語化とかという部分も、写真を見るとかイラストを見るとか、言語がなくても理解できるような表現方法もたくさんあるので、そういうものを使って食べ物屋さんであったり、お店の紹介もできるような、もう一つグローバル化を進めてもらおうと、どんな国の方たちがおいでも、徳島県は対応していけるのではないかと思います。

今回いろんなところに予算を付けてあるので、いろんな部署と連携して、是非早急に対応していただいて、徳島はやっぱり行って良かったと。これから暖かくなってくるし、桜も綺麗になるので、桜を追っ掛けて来てくださる観光客の方、香港の方、韓国の方も皆桜が好きですので、これからの時期はもう一つ違う売り込みの時期になろうかと思いますので、是非早急に対応をお願いします。

それともう一つ、台湾のワールドマスターズゲームズ2025は来年度の6月議会で終わっていると思って、本当なら今議会で説明があってもしかりだったのかなと思うのですが、どうなんですか。

原スポーツ交流課長

岡田委員から、ワールドマスターズ台湾の件で御質問を頂きました。

委員がおっしゃるとおり、2027年のワールドマスターズ関西で徳島県も会場となっているところでございまして、その前の大会が2025年5月に台湾でございます。

それにつきましては、また県議会議員の方々に視察のお声掛けをさせていただこうと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田（理）委員

この部署は本当に分野が広いので、いろんなところで情報提供をしていただきたかったと思います。マスターズゲームズは5月なので。

それと、万博に至っては、何か4月に行かなかったら面白くないと私は聞いていて、4月に二、三回行く遠足ツアーのお誘いを受けているんですけど、そうなんですか。

渡部万博推進課長

調査時点が昨年の6月時点で、何月に行くかを調査したところでは、5月でありますとか、あと秋のシーズンの9月、10月あたりを予定しているという答えを頂いております。

岡田（理）委員

分かりました。

各種団体とか、いろんな研修とか組み合わせて、是非万博に行きたいというお声も聞いているんですけど、その中で皆さんが、4月13日がオープンで、その4月末までの10日間ぐらいで予定を組んできた人たちが多かったので、4月に行くと何のお得があるのかなと

思ったのですが、10月まであるから、いろいろ調整しながら皆さんに行くようにお薦めして終わります。

古野委員

少しだけ教えてください。

先ほど、川真田委員が質問された中で、私も読み飛ばしていたのですが、旧文化センター付近の地下構造物の一部を残しているというのは、具体的にどんな部材なんですか。

伊澤文化プロジェクト室長

古野委員より、旧文化センター跡地におきます地下構造物に関してお尋ねいただきました。

地下構造物は、主にコンクリートの壁であるとか地下杭が残っております。

古野委員

分かりました。

ということは、ここに書いているように、県の青少年センターも含めて、あの辺りに存在していた箱物の地下の構造物は、パイルと壁とおっしゃいましたけど、地中^{ばり}梁みたいなものをみんな残しているんですか。

ちなみに、あの連続している敷地の中の東署の地下の構造物は、将来を見越して残しているのか、それは関係ないから残してないのか。

伊澤文化プロジェクト室長

古野委員より、旧の中央署跡地、東署のあった場所に関する御質問です。

あの場所も旧文化センター跡地における新ホールの計画の敷地の一部でございますので、私の知り得る範囲ではありますが、あの建物を解体した後、現地は更地でございますが地下構造物は残っている状況でございます。

古野委員

簡単でいいのですが、仮に次の設計をしたときに使えるパイルだったり、梁だったり、壁だったりする部分は数字で表せないのですか。構造計画で。

伊澤文化プロジェクト室長

古野委員より、地下構造物の有効活用に関してでございます。

従前施設の地下の梁や杭の状況、深さ等はデータとしてそれぞれ残っておりますので、新たにその上に何らかの構造物を造る際には、まず、その従前の地下の状況を見て、新たにどこに打つべきかを考えていきます。そのベースになるのは上屋としての構造計算です。どこにどの程度の荷重が掛かって、トータルでどの程度の基礎、杭をしなければいけないか。それと従前の状況と照らし合わせたら、このぐらいの間に打ったら十分だなという形になります。

先ほど、全部でなくて不用な部分を撤去すると言いましたのは、そういう作業を進めた

上で、このコンクリートの地下室の壁は要らないとかが最終的に出てまいりますので、その部分は撤去して処分するという考えであります。

井村委員長

この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、立川議員から発言の申出がありました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、立川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

立川議員

委員の皆さん、発言の許可をありがとうございます。お礼を申し上げます。

端的にお聞きしたいんですけど、ホールに戻りたいんですけど、継続費の減額補正で、仁木委員もいろいろお聞きになっていましたけど、減額しなければならない理由というのがあるのか。もう一回、重ね重ねになると思うんですけど、例えば地方財政法で、この状況だったら減額しなければならないというルールがそもそもあって、そうなっているとか。その辺、減額しなければならないのかそうでないのか、教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

ただいま立川議員より、継続費の減額に関してお尋ねいただきました。

この減額の理由でございますが、県としての考え方は、先ほどからの繰り返しになりますが、既に藍場浜での関連予算をお認めいただいていることや、今回、令和7年度第1号補正として、事業費に係る予算案を提出させていただいていることなどございます。

予算の考え方として、これを減額しなければならない理由につきまして、今、継続費で実質中身の予算計上がされていない状態で残っております。令和7年度当初予算の中で、藍場浜の関連予算はありますが、旧文化センター跡地におきます工事費は計上している状況にございません。なおかつ、現在、今後計上する予定もないことを踏まえて、こういう状況において、この継続費をここで補正せず、そのまま置いていく、又は何らかの変更をして残していくというよりは、令和6年度の2月補正の中で減額させていただくという考えが、今の県の判断でございます。

立川議員

そうしたら、整理的な意味合いで減額されるということによろしいでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

現在、議員がおっしゃったように整理予算、そういう作業の中で、この度減額補正を行うところでございます。

立川議員

分かりました。

角度を変えて聞きたいんですけど、減額しなければならないというわけではないのであれば、そのままにしたときに何かデメリットとかあるんですか。

伊澤文化プロジェクト室長

この継続費を減額せずにそのままにした場合ということでございますが、例えば現在、この令和7年度継続費の中で、令和7年度の年割の額に合わせたものが当初予算で計上されていたりしましたら、そのまま続いていくという考えになると思います。今後、それが不在状態で続けていくとなれば、どこかの段階で、また継続費の設定の中身を変える必要が出てくると。

ただし、県としての考えは、先ほどからの同じことになりますが、藍場浜公園西エリアでの整備という形で今進めておりますので、現実的に現状でこれをそのまま残しておくことは考えられないかなというところですよ。

立川議員

分かりました。

これも仁木委員がおっしゃっていましたが、この継続費は、新協定が締結されるまでは残したほうが良いと僕も思います。

減額の理由もいろいろおっしゃっていましたが、去年の9月の藍場浜関連予算が通ったと。そして、方針転換ということをおっしゃっていますが、そもそも方針転換してきたのは、執行側のほうがスタートです。議会が方針転換したわけじゃないのと、このプロジェクトの起点は、関連予算の議決とかじゃなくて、そもそも整備基本方針、基本計画があって、協定があって、それで予算が付いてと思うので、何かそこは、現協定の成立の過程からいったら、今言ってることはしっくりこないというか。

今日いろいろ聞きたいと思っていたことが、今日の資料の中にあっただのですね。けど、この新協定の締結をもって現協定の有効期間は終了するということなんで、この時点で初めて現協定がフラットというか、なかったこととは言わないですけど、新しい協定に切り替わっていく段階で、新しいものに切り替わったからこの継続費はなくしていきましようというほうがしっくりくると思っていますので、そういうことだけ言っておきたいと思います。

もう一つ、債権債務についてなんですけど、今回債権債務関係を規定していないことを確認するとあったんですけど、今回、なぜこれを確認する必要があったんでしょうか。

伊澤文化プロジェクト室長

債権債務の確認に関しての御質問でございます。

今回、これをあえてここに文字にして入れた経緯につきましては、県市協定の位置付けを明確にしたいというところでございます。

県市協定につきましては、計画やプランの中にあるホール施設を実現させていくために、

県と市がそれぞれ担うべき役割に対して負担もすることという中身を取り決めたものでございます。

これは、県と市で相互に債権債務の関係で仕事を進めているわけではないと、その中でも賠償や損害に対する規定もございません。一般的にいわれる契約書とは、少し質の違うものであるということになります。このあたりを明確にして、新たな協定も形にしたいと思いましたので、これを記載させていただきました。

ただ、飽くまでも県市協定の中にこの債権債務に関する規定はないということでございますので、さきにも申し上げましたが、何らかの法等に絡む住民監査請求ですとか住民訴訟とか、第三者の持つ権利の行使まで、これが規定するものではないという認識でございます。

立川議員

これを確認しなければいけないとなるんですけど、藍場浜に変わっていったこういう状態になったから、これをあえて確認しなければいけないようになったんではないのですか。

これは最初的时候にこういうことは書いてないですね。協定とか土地の譲与とか。ですので、今回確認する必要ができたのは藍場浜西エリアに変わって、要は、その損害賠償であつたりとか、そういう議論が出てきた上で、今回確認しないといけないようになったということですね。

伊澤文化プロジェクト室長

この債権債務に関する記載に関しての御質問でございます。

この文言自体、債権債務は何もない、規定はないというのは、元々県市協定には記載がございません。

新たな県市協定案の中にもないです。現協定の整理案の中を書くという形にしておりますので、これは、経緯を踏まえたら、今回場所が変わって、県市協定の扱いとして、この手法を取る。その中で未完了の項目が多々あるということも見据えながら、明確にしておきたいというのが、この根拠になっております。

立川議員

今回確認しようというのは、誰のアドバイスですか。どういうところでそういう話になったのか。端的に教えてください。

伊澤文化プロジェクト室長

この記載の理由につきましては、我々事務局におきましては、いろんな手法を考えながら、また、この書式も考えながら、現協定を整理して終わらせるという中で、この点に関して何ら記載せず、不透明なままで終わらせるのは適切ではないと。

この協定がどういう位置付けのものであつたのかに関して、県市で確認して文字にしておくべきだと考えましたので、記載させていただきました。

立川議員

分かりました。

最後に聞きますけど、この債権債務関係を規定していないことの確認であって、債権債務がないっていう意味ではないですね。

伊澤文化プロジェクト室長

債権債務の有無ということでございますが、債権債務といいますと意味が広がってまいります。県市に関係なく、この協定に関して第三者が何らかの動き出しをする、これは訴訟等を想定した場合、誰もが持つ権利でもございます。その権利の行使も含めて、広い意味で債権ということもできますので、県側で、ここで債権はないですとか、誰その権利はここまでですというような意味を持った記載ではないと考えております。

立川議員

分かりました。

僕は、これは債権債務があると思います。

なぜならば、基本協定の8条の中に、土地の譲与等とあって、その土地の譲与というのは、この財産譲与契約書があります。その財産譲与契約書の9条には、甲は乙が本契約に定める義務を履行しないために損害を受けた時は、その損害の賠償を請求することができるという損害賠償のことを書いております。ただ、ここに損害が何なのかという損害の範囲までは書かれていないです。

なので、何をもって損害なのかというのもあるけれども、損害賠償することができると書いた譲与契約が基本協定の中にあるので、債権債務はあるのではないかなと思うので、なかなかそこが腑に落ちないところでもあるんです。はっきり言って、今の市とのやり取りで、基金のことであったりとかいろんな流れの中で、市から損害賠償するようなことはないという確認が取れたのだったら分かるんです。

それだったら、はっきり債権債務がないと言ってくれたほうが腑に落ちるんです。いや、これはどう考えてもあるってなってくるので、甲乙の話し合いで、喧嘩^{けんか}みたいなことはしないと現場でまとまったんでというようなことが書かれていたら腑に落ちるんで、分かりやすくやっていただきたいということを要望して終わります。

井村委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

仁木委員

修正動議を提出いたします。

井村委員長

小休します。（16時01分）

井村委員長

再開いたします。（16時03分）

この際、申し上げます。

ただいま審査いたしました観光スポーツ文化部関係の付託議案のうち、議案第64号、令和6年度徳島県一般会計補正予算（第9号）に対し、仁木委員からお手元に御配布のとおり修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

仁木委員

ただいま、徳島県議会会議規則第70条に基づきまして、修正案を提出させていただきました。

主な理由を述べさせていただきたいと思いますが、本日の委員会におきまして、様々、このホールの部分について審議がなされたわけですが、いわゆる整理的予算の意味合い、補正予算の意味合いで重大案件の終結を決めていくことについては、私はいかなものかと疑問を抱いているところでございます。

また、債権債務の意味合いが全くないというわけではなく、財産譲与契約の効力が生きている限りにおいては、旧文化センター跡地におけるこの事業の継続費、約198億円の事業費の枠において消滅させることは許されないのではないかと思うところでございます。

加えて、本継続費は、仮にそのまま補正せずに生かしておいたとしても、地方自治法上許されることは明らかであって、この部分をわざわざ補正しなくても大丈夫なものをすることは、意思を表示するということに見受けられるわけです。これは単なる整理予算ではなく、重大案件の決定事項と受け止めても変わらないことにおいて、整理予算として、補正予算としての一言でまとめられるような議案ではないと私は思っております。

以上のことから、議案第64号、令和6年度徳島県一般会計補正予算（第9号）の一部、継続費の部分を、次のように改めさせてもらいたいと思います。

第2表、継続費補正の一部を削ることで、10款、教育費のうち6項、社会教育費で、事業名が新ホール整備事業、補正前の総額で197億9,300万円、令和5年度、令和6年度が0円で、補正前継続費として載っております。令和7年度が58億4,200万円で、令和8年度が105億9,600万円、令和9年度が33億5,500万円、これが補正前の額ですが、補正後の修正額は総額が0円で、令和5年度から令和9年度を0円とするこの補正予算案を全て削除して提出させていただきますので、委員各位におかれましては御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

削除とは、今出てきている議案自体を削除してそのまま残すこととさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

井村委員長

以上で説明は終わりました。

本修正案に対し質疑又は御意見があればどうぞ。

扶川委員

仁木委員がおっしゃることの前提として、まだ前の計画を進めていく可能性があるから、そのためにこの予算を残していく発想があるのじゃないかと私は思いますけれども、明確に藍場浜公園西エリアに設けることを決めた以上、この予算は残しておくで一貫性がありません。

それと、先ほど立川議員がおっしゃいましたけれども、土地の無償譲渡契約の中に、本契約に違反すると賠償するという項目があるのは事実ですけど、それは譲渡したものの解除を行使しようとしたときに、県がそれを拒否するとその分は金を払うということ。それで損害賠償はできると思いますけど、全体に関わるものではないと思います。

先ほども申しましたが、全体としてこの協定は紳士協定のようなものでありまして、私は損害賠償の対象になる内容はほかにないと。協定自体の中に、特別な事情がある場合は変更することができるものも設けられているわけで、何も問題ないと思っています。

したがって、この動議については混乱を招くものということで反対であります。

井村委員長

ほかに質疑又は御意見はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これより採決に入ります。

（寺井副委員長退席）

議案第64号、令和6年度徳島県一般会計補正予算（第9号）に対する修正案を起立により採決いたします。

本修正案に御賛成の方は、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって、本修正案は否決されました。

（仁木委員退席）

次に、議案第64号を起立により採決いたします。

議案第64号、令和6年度徳島県一般会計補正予算（第9号）は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を……。

小休します。（16時12分）

井村委員長

再開いたします。（16時12分）

議案第64号、令和6年度徳島県一般会計補正予算（第9号）は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立をお願いします。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第64号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

（寺井副委員長、仁木委員復席）

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について、採決いたします。

先ほど、仁木委員から議案第87号について、退席との御発言がございましたが、このほ

かに観光スポーツ文化部関係の付託議案について、何か御意見があればどうぞ。

達田委員

私は議案第1号、第87号については反対します。

井村委員長

それでは、議案第1号及び第87号については御異議がありますので、それぞれ起立により採決いたします。

小休いたします。（16時14分）

井村委員長

再開いたします。（16時14分）

（寺井副委員長、仁木委員退席）

まず、議案第87号についてお諮りいたします。

議案第87号、令和7年度徳島県一般会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第87号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

（寺井副委員長、仁木委員復席）

次に、議案第1号についてお諮りいたします。

議案第1号、令和7年度徳島県一般会計予算は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、第64号及び第87号の計3件を除く観光スポーツ文化部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号、第64号及び第87号の計3件を除く観光スポーツ文化部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号、議案第64号、議案第87号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第13号、議案第74号

否決されたもの（起立採決）
議案第64号に対する修正案

以上で観光スポーツ文化部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件について、お諮りいたします。

お手元の議事次第に記載の事件については閉会中に調査することとし、その旨議長に申し出いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

本委員会の審査に当たりまして、委員各位におかれましては、この1年間終始御熱心に御審議を賜り、また、委員会の議事運営に格段の御協力を頂きましたことを深く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、委員長としての重責を大過なく全うすることができました。

これもひとえに、委員各位の御協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

また、観光スポーツ文化部関係の審査に当たり、佐藤部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望等を十分尊重していただき、今後の観光スポーツ文化行政の推進に反映されますよう強く要望させていただきます。

終わりに当たりまして、報道関係者各位の御協力に対しましても、深く謝意を表する次第でございます。

皆様方には、ますます御自愛いただきまして、引き続き、それぞれの場で、県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

佐藤観光スポーツ文化部長

観光スポーツ文化部を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

ただいま、井村委員長から御丁寧な御挨拶を頂きまして、誠に恐縮いたしております。

井村委員長、寺井副委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、この1年間、当部が所管する観光立県の推進、スポーツ立県の推進、文化芸術の振興など、様々な案件につきまして御審議、御指導を賜り、深く感謝申し上げます。

頂きました貴重な御意見、御指導をしっかりと受け止め、今後の施策の推進、ひいては県勢の発展に生かしてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援、御協力を賜

りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の今後ますますの御活躍をお祈りいたしまして、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

井村委員長

これをもって、経済委員会を閉会いたします。（16時20分）